

# 主要検討項目について（その3）

## 主要検討項目

### 4・郵便貯金会社、郵便保険会社

- (1) 移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲  
(移行期の当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み)
- (2) 郵貯・簡保の既契約を新契約と一括して運用するための  
具体的な仕組み
- (3) 移行期の終了時期（「民有民営の判断要素」）

平成16年10月28日  
内閣官房郵政民営化準備室

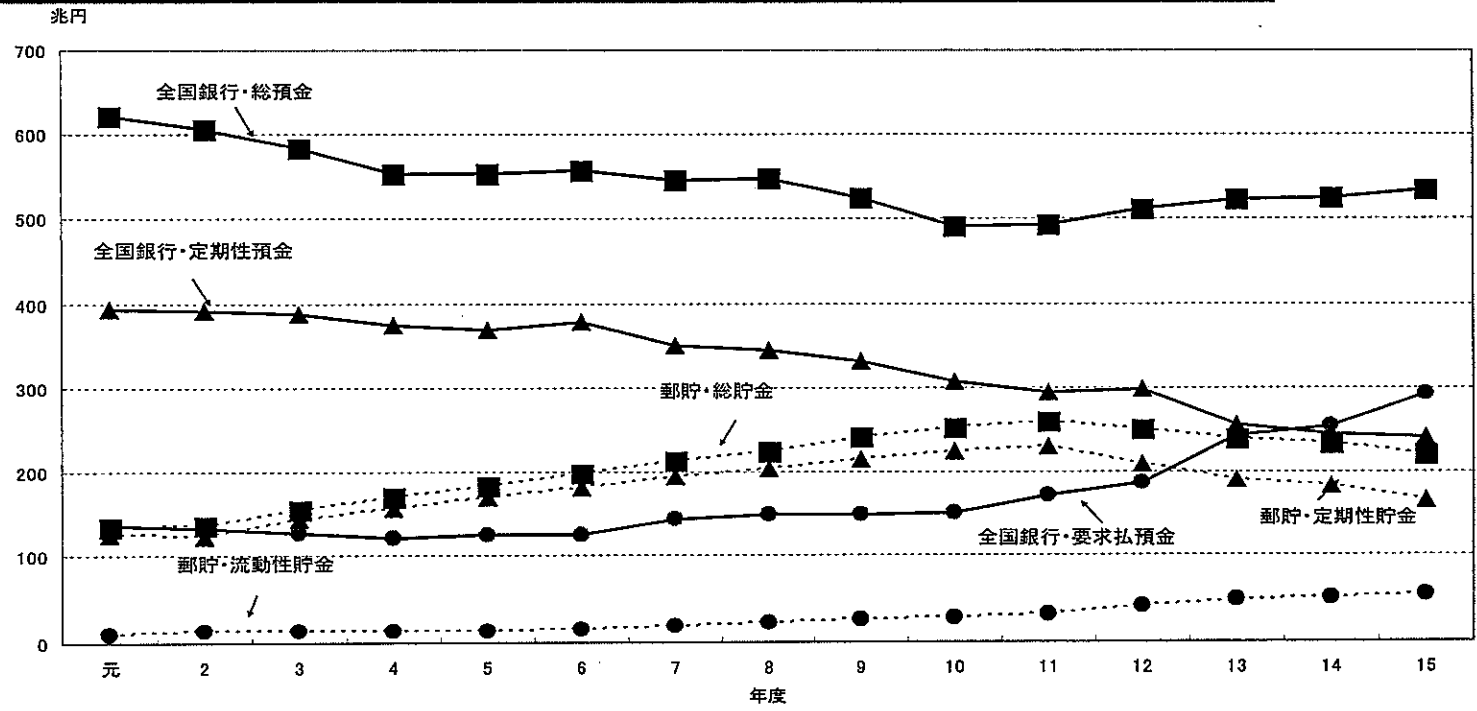
4-(1) 移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）

◎限度額の取り扱いをどうするか（「当面」の期間の設定等をどうするか）

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>1. 基本的視点</p> <p>(1) 経営の自由度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化した後、イコールフットイングの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ、郵政公社法による業務内容、経営権に対する制限を緩和する。</li> <li>・最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする。</li> </ul> <p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便貯金及び郵便保険事業は、当面、限度額を現行水準（1千万円）に維持する。その際、貯金及び保険は、預金者、被保険者ごとに新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府出資等、国の信用・関与が残る間は「暗黙の政府保証」により競争上有利にあり、民業圧迫のおそれがあるので、移行期間中は、限度額を現行水準に法定してはどうか。</li> <li>○ その場合、民有民営化の進捗状況等を踏まえ、移行期間中でも、監視組織の判断（例えば、3年ごとのレビュー）に基づき、法改正により限度額を引き上げることとしてはどうか（その旨の見直し条項を入れることも考えられる）。</li> <li>○ 一方、限度額を法定すると、状況に応じた機動的な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限度額を政令で定め、移行期間中、民有民営化の進捗状況等に応じ、監視組織の判断に基づき、政令改正により段階的に引き上げることとしてはどうか。</li> <li>○ 更に、保険については、事業方法書等に限度額を規定し、監視組織の判断に基づく認可により段階的に引き上げることとも考えられるが、どうか。</li> <li>○ 一方、A案に比し、容易に限度額の逐次引上げがなされ、民業圧迫となるおそれはないか。</li> <li>○ 限度額引き上げに係る</li> </ul>	

<p>契約と旧契約とを合算して管理する。その上で、最終的な民営化に向けた準備を進める。</p> <p>6. 推進体制の整備</p> <p>(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。</p>	<p>対応が困難となるか。</p> <p>○ また、民営化され、移行期当初から民間企業と同様に納税義務やセーフティネットの負担を負う一方で、業務内容に法律で制限が課されることをどう考えるか。</p>	<p>判断の客観性・透明性を担保するため、何らかの基準が必要と考えられるが、時々々の状況に即応できるよう、法令において大枠を示した上で、具体的基準はガイドラインに定めることとしてはどうか。(A案でも、法改正による限度額引き上げの判断基準が必要となることは同様。)</p>	
--	---	---	--

# 預貯金の推移



(注1) 要求払預金は、当座預金、普通預金、通知預金等。

(注2) 定期性預金は、定期預金、定期積金。

(注3) 流動性貯金は、通常貯金。

(注4) 定期性貯金は、定額貯金、定期貯金、財形定額貯金、積立貯金等。

(出典) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、日本郵政公社「郵貯のディスクロージャーリーチャー冊子」

## 郵便貯金の種類別現在高の推移

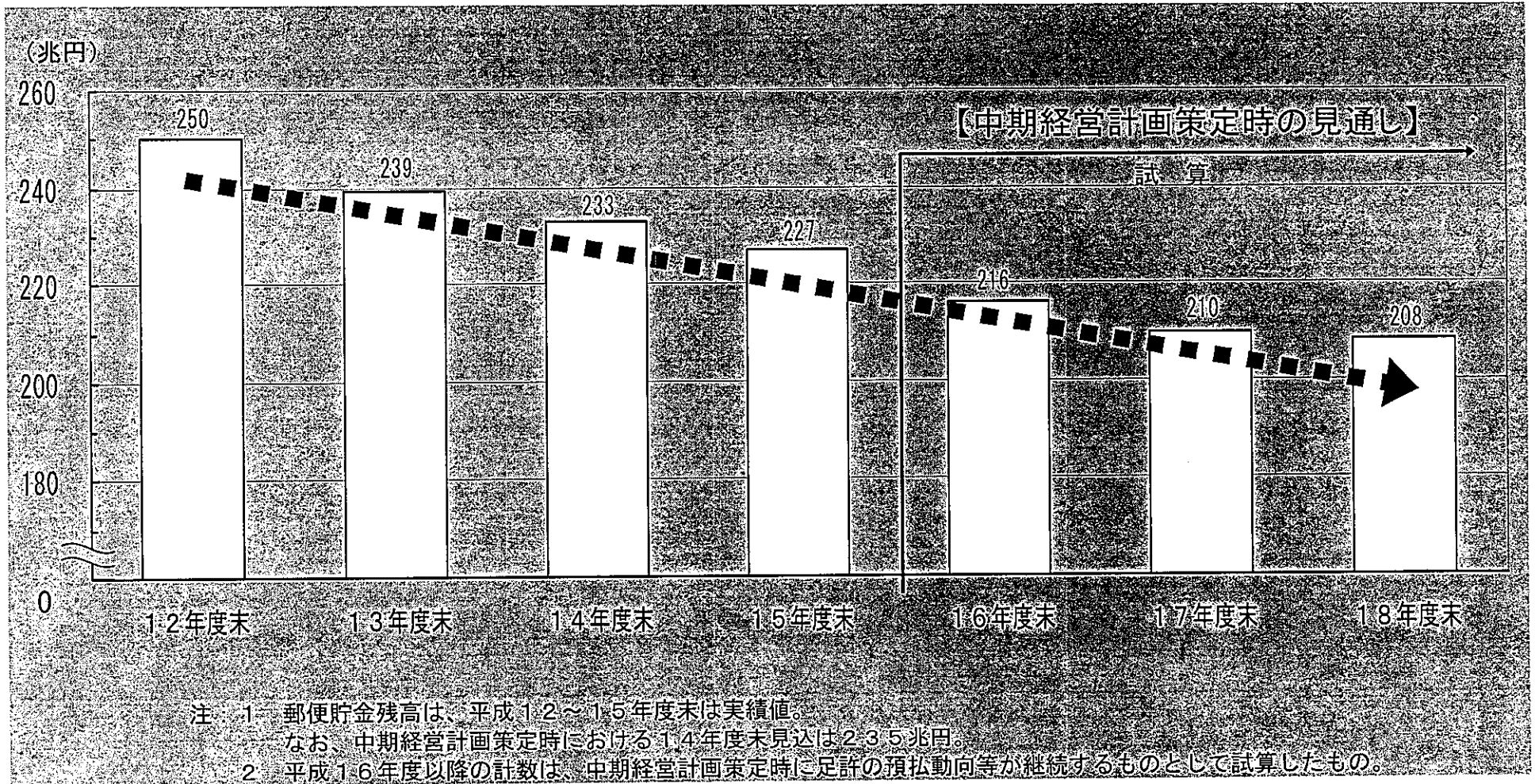
年度別	通常貯金	積立貯金	定額貯金	定期貯金	住宅積立貯金	教育積立貯金	合計
平成6年度	15兆8,027億円	8,446億円	172兆9,687億円	7兆9,664億円	43億円	36億円	197兆5,902億円
7	19兆1,099億円	8,344億円	185兆4,912億円	7兆9,934億円	44億円	42億円	213兆4,375億円
8	21兆6,995億円	8,013億円	194兆6,077億円	7兆7,696億円	44億円	47億円	224兆8,872億円
9	25兆6,039億円	7,627億円	202兆9,138億円	11兆2,561億円	44億円	52億円	240兆5,460億円
10	28兆4,084億円	6,967億円	207兆2,882億円	16兆1,836億円	42億円	57億円	252兆5,867億円
11	31兆 521億円	6,313億円	213兆2,644億円	15兆 124億円	38億円	63億円	259兆9,702億円
12	40兆7,662億円	5,774億円	193兆7,122億円	14兆8,678億円	33億円	67億円	249兆9,336億円
13	48兆 372億円	5,308億円	175兆8,956億円	14兆8,680億円	30億円	72億円	239兆3,418億円
14	51兆 639億円	4,763億円	167兆8,620億円	13兆8,342億円	25億円	76億円	233兆2,465億円
15	53兆7,507億円	4,050億円	160兆1,898億円	13兆 269億円	20億円	77億円	227兆3,820億円

注 定額貯金には、財形定額貯金を含む。

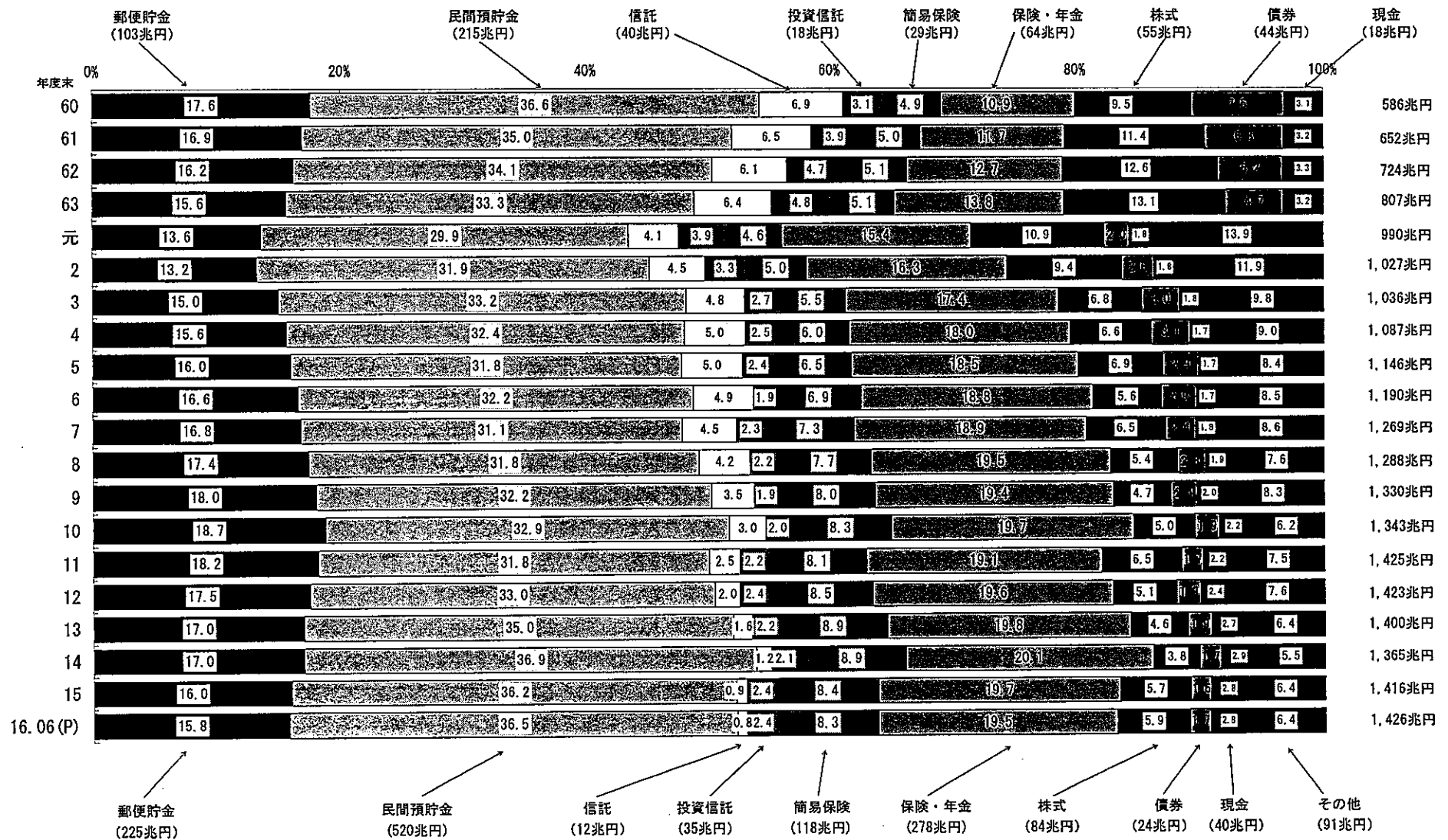
# 郵便貯金残高の推移とその見通し

平成12年度以降、定額貯金の大量満期による払戻し等により、これまで4年間で残高が約33兆円\*減少しているところであり、今後も当面その減少傾向は続くものと見込まれる。

※ (平成11年度末) 260兆円 → (平成15年度末) 227兆円



# 家計(個人)の金融資産の種類別シェア



注 : 1 統計の変更により、昭和63年度末までは「個人金融資産」、平成元年度末以降は「家計金融資産」であり連続しない。  
 2 その他は、出資金、未収・未払金、預け金等。  
 3 四捨五入のため計数に不一致がある。  
 4 (P)は速報値。

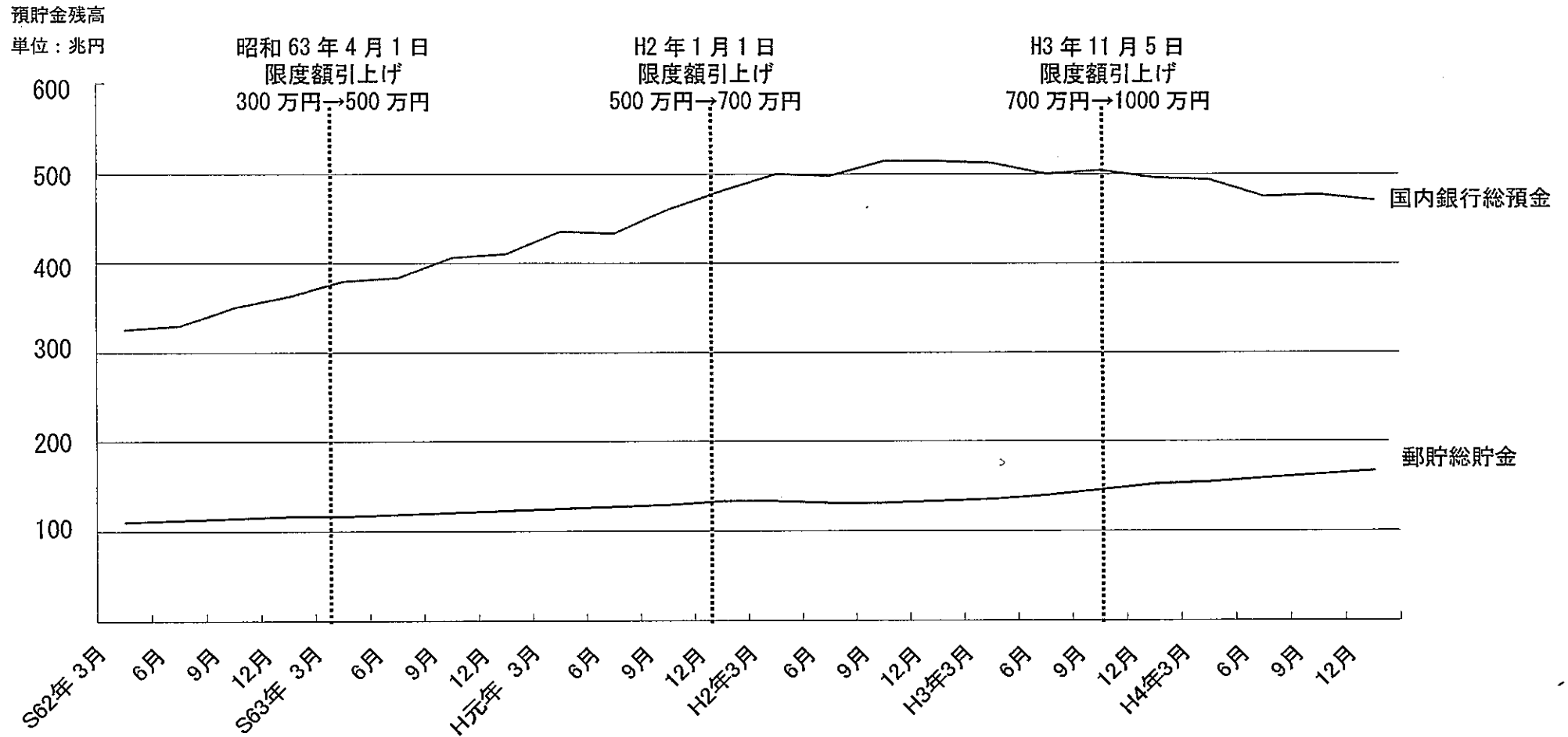
資料：日本銀行「資金循環勘定」

## 郵便貯金総額制限額の沿革

年 月 日	総 額 制 限 額	銀行預金等の非課税限度額
明治 8年 5月 2日	500円	
14年 1月 1日	(制限撤廃)	
24年 1月 1日	500円	
38年 7月 1日	1,000円	
大正 9年10月 1日	2,000円	
昭和16年 7月 1日	3,000円	(銀行預金) 3,000円
17年 4月 1日	5,000円	(銀行貯蓄預金) 5,000円
20年 4月		7,000円
21年 8月26日	10,000円	10,000円
22年 9月		30,000円
22年12月 1日	30,000円	
27年 4月 1日	100,000円	100,000円
30年 6月 7日	200,000円	
32年 4月		200,000円
32年12月 1日	300,000円	300,000円
37年 4月 1日	500,000円	500,000円
40年 4月 1日	1,000,000円	1,000,000円
47年 1月 1日	1,500,000円	1,500,000円
48年12月15日	3,000,000円	3,000,000円
63年 4月 1日	(課税) 5,000,000円 (高齢者等に限り 3,000,000円 非課税)	(高齢者等に限り 3,000,000円 非課税)
平成 2年 1月 1日	(課税) 7,000,000円 (高齢者等に限り 3,000,000円 非課税)	
3年11月 5日	(課税) 10,000,000円 (高齢者等に限り 3,000,000円 非課税)	
6年 1月 1日	(課税) 10,000,000円 (高齢者等に限り 3,500,000円 非課税)	(高齢者等に限り 3,500,000円 非課税)



## 郵便貯金限度額引上げの時の預貯金の推移



注 1：国内銀行とは都銀、地銀、地銀Ⅱ、信託、長信銀。(銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行(日本銀行および政府関係機関を除く。))

注 2：国内銀行及び郵貯の計数は月末の残高。なお、国内銀行の海外支店分の勘定は除いている。

(出典) 国内銀行は「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」(日本銀行)、郵貯は「郵政統計年報 為替貯金編」(郵政省)。

平成16年10月  
日本郵政公社  
郵便貯金事業本部

定額・定期貯金金額段階別保有状況(抽出調査による)

金額段階		人数	金額
0万円超～	100万円以下	41.4%	6.6%
100万円超～	200万円以下	15.5%	8.7%
200万円超～	300万円以下	10.4%	10.0%
300万円超～	400万円以下	8.4%	11.0%
400万円超～	500万円以下	5.6%	9.6%
500万円超～	600万円以下	4.4%	9.2%
600万円超～	700万円以下	3.7%	9.1%
700万円超～	800万円以下	3.1%	8.7%
800万円超～	900万円以下	2.8%	8.8%
900万円超～		4.7%	18.3%
		100.0%	100.0%

注1 現在の限度額管理システムにおいては、名寄せした結果、制限額を超過した預金者情報のみを提供しており、金額段階別計数を集計する仕組みになっていない。

注2 金額段階別集計を行うため、処理可能な範囲(平成13年5月14日から18日の間に預入のあった預金者94万3千人を対象)で集計を行った。

## 民間金融機関の預金者別の預金状況 (2004年3月末)

(単位：億円、千口)

		当座預金		普通預金		その他の預金		計		口座数計	
法人	1千万円未満	25,411	8.1%	94,314	11.9%	101,957	16.6%	221,682	12.9%	28,448.3	93.3%
	1千万円以上	290,012	91.9%	697,938	88.1%	511,474	83.4%	1,499,424	87.1%	2,050.9	6.7%
	合計	315,423	100.0%	792,252	100.0%	613,431	100.0%	1,721,106	100.0%	30,499.2	100.0%
個人	1千万円未満	3,263	61.2%	1,058,602	69.3%	2,033,458	78.6%	3,095,323	75.1%	1,007,052.3	99.4%
	1千万円以上	2,073	38.8%	468,396	30.7%	554,562	21.4%	1,025,031	24.9%	6,461.3	0.6%
	合計	5,336	100.0%	1,526,998	100.0%	2,588,020	100.0%	4,120,354	100.0%	1,013,513.6	100.0%
公金	1千万円未満	36	2.2%	902	1.0%	1,393	0.9%	2,331	1.0%	454.9	85.8%
	1千万円以上	1,630	97.8%	92,073	99.0%	145,767	99.1%	239,470	99.0%	75.2	14.2%
	合計	1,666	100.0%	92,975	100.0%	147,160	100.0%	241,801	100.0%	530.1	100.0%
金融機関	1千万円未満	87	0.6%	568	1.1%	979	1.5%	1,634	1.3%	282.8	88.8%
	1千万円以上	13,841	99.4%	51,152	98.9%	62,913	98.5%	127,906	98.7%	35.5	11.2%
	合計	13,928	100.0%	51,720	100.0%	63,892	100.0%	129,540	100.0%	318.3	100.0%
全預金者計	1千万円未満	28,797	8.6%	1,154,386	46.9%	2,137,787	62.6%	3,320,970	53.5%	1,036,238.3	99.2%
	1千万円以上	307,556	91.4%	1,309,559	53.1%	1,274,716	37.4%	2,891,831	46.5%	8,622.9	0.8%
	合計	336,353	100.0%	2,463,945	100.0%	3,412,503	100.0%	6,212,801	100.0%	1,044,861.2	100.0%
口座数計	法人	3,772.6	28.9%	16,135.4	4.3%	10,591.2	1.6%	30,499.2	2.9%		
	個人	9,229.3	70.8%	358,388.8	95.6%	645,895.5	98.3%	1,013,513.6	97.0%		
	公金	14.9	0.1%	278.6	0.1%	236.6	0.0%	530.1	0.1%		
	金融機関	16.5	0.1%	67.6	0.0%	234.2	0.0%	318.3	0.0%		
	合計	13,033.3	100.0%	374,870.4	100.0%	656,957.5	100.0%	1,044,861.2	100.0%		

(注) 預金者ごとの名寄せは行っていない。

(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」

(備考) 銀行・信金の合計

# 要求払預金と定期性預金の割合の推移

一 国内銀行末残ベース。括弧内は残高(兆円)。

	要求払預金	定期性預金	その他	合計
13年1月	33.8% (159.3)	61.4% (289.2)	4.8% (22.5)	(471.0)
2月	34.2% (161.3)	60.6% (286.0)	5.2% (24.4)	(471.8)
3月	37.2% (175.9)	57.9% (274.0)	4.9% (23.1)	(473.0)
4月	37.7% (182.0)	57.3% (276.5)	5.0% (24.2)	(482.7)
5月	36.4% (175.7)	57.2% (276.2)	6.4% (31.0)	(482.8)
6月	37.6% (179.9)	57.9% (276.7)	4.5% (21.6)	(478.3)
7月	36.6% (173.8)	58.3% (276.3)	5.1% (24.2)	(474.4)
8月	36.4% (172.7)	58.0% (274.9)	5.5% (26.3)	(473.9)
9月	38.2% (182.4)	57.2% (273.1)	4.7% (22.4)	(477.9)
10月	37.3% (176.2)	57.6% (272.1)	5.1% (24.0)	(472.4)
11月	38.0% (182.4)	56.3% (269.9)	5.7% (27.3)	(479.6)
12月	39.6% (191.4)	55.9% (270.0)	4.4% (21.4)	(482.8)
14年1月	39.4% (189.5)	55.6% (267.6)	5.0% (23.9)	(481.0)
2月	40.8% (198.4)	53.9% (262.3)	5.3% (25.9)	(486.5)
3月	47.5% (237.3)	48.0% (240.0)	4.6% (22.8)	(500.1)
4月	47.1% (242.6)	45.8% (236.1)	7.1% (36.6)	(515.3)
5月	47.6% (238.8)	47.0% (235.7)	5.4% (26.9)	(501.4)
6月	48.5% (242.3)	47.2% (236.0)	4.3% (21.4)	(499.8)
7月	47.7% (236.5)	47.7% (236.1)	4.6% (22.7)	(495.3)
8月	47.9% (236.7)	47.7% (236.0)	4.4% (21.7)	(494.4)
9月	47.4% (234.8)	47.7% (236.2)	4.8% (23.8)	(494.9)
10月	47.7% (234.1)	47.8% (234.5)	4.5% (22.1)	(490.7)
11月	48.6% (242.1)	46.9% (233.7)	4.5% (22.3)	(498.1)
12月	49.1% (244.4)	46.9% (233.5)	4.1% (20.3)	(498.1)
15年1月	48.3% (239.3)	47.1% (233.3)	4.6% (22.8)	(495.4)
2月	48.4% (241.9)	46.6% (232.5)	5.0% (25.0)	(499.4)
3月	49.7% (251.2)	45.8% (231.5)	4.5% (22.9)	(505.6)
4月	49.9% (253.4)	45.5% (231.0)	4.7% (23.7)	(508.0)
5月	49.9% (253.7)	45.5% (231.2)	4.6% (23.3)	(508.2)
6月	49.7% (252.4)	45.6% (231.6)	4.7% (24.0)	(508.0)
7月	49.2% (248.9)	45.9% (232.2)	4.9% (25.0)	(506.0)
8月	49.5% (251.4)	45.6% (231.6)	4.9% (24.7)	(507.7)
9月	49.5% (251.5)	45.3% (230.1)	5.2% (26.2)	(507.7)
10月	49.4% (247.3)	45.6% (228.7)	5.0% (25.2)	(501.2)
11月	50.0% (253.4)	44.9% (228.0)	5.1% (25.9)	(507.2)
12月	50.5% (256.6)	44.8% (227.5)	4.7% (24.1)	(508.2)
16年1月	50.1% (253.2)	45.0% (227.2)	4.9% (24.9)	(505.3)
2月	50.2% (254.8)	44.7% (226.8)	5.1% (25.8)	(507.4)
3月	51.2% (263.9)	43.7% (225.4)	5.1% (26.5)	(515.8)
4月	51.2% (263.6)	43.9% (225.8)	4.9% (25.1)	(514.4)
5月	50.4% (260.6)	43.7% (225.9)	6.0% (30.8)	(517.3)
6月	51.2% (263.4)	43.9% (225.8)	4.9% (25.1)	(514.4)
7月	51.3% (263.5)	44.2% (226.5)	4.5% (23.1)	(513.1)

(出典)預金者別預金統計(日本銀行)

(注)その他は、非居住者円預金、外貨預金、金融機関預金、政府関係預り金の合計。

# 預金保険制度の概要

## 預金等の保護範囲について

		平成 14 年 4 月～17 年 3 月	平成 17 年 4 月～
預金保険の対象預金	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金に当たる預金(注2)は 全額保護
	定期預金、 定期積金、 ビッグ、ワイド等	合算して元本 1,000 万円までとその利息等(注3)を保護	
対象外預金	外貨預金、 譲渡性預金、 ヒット等	保護対象外	

(注1)平成8年6月から14年3月までは、金融機関の全ての預金等負債を全額保護。

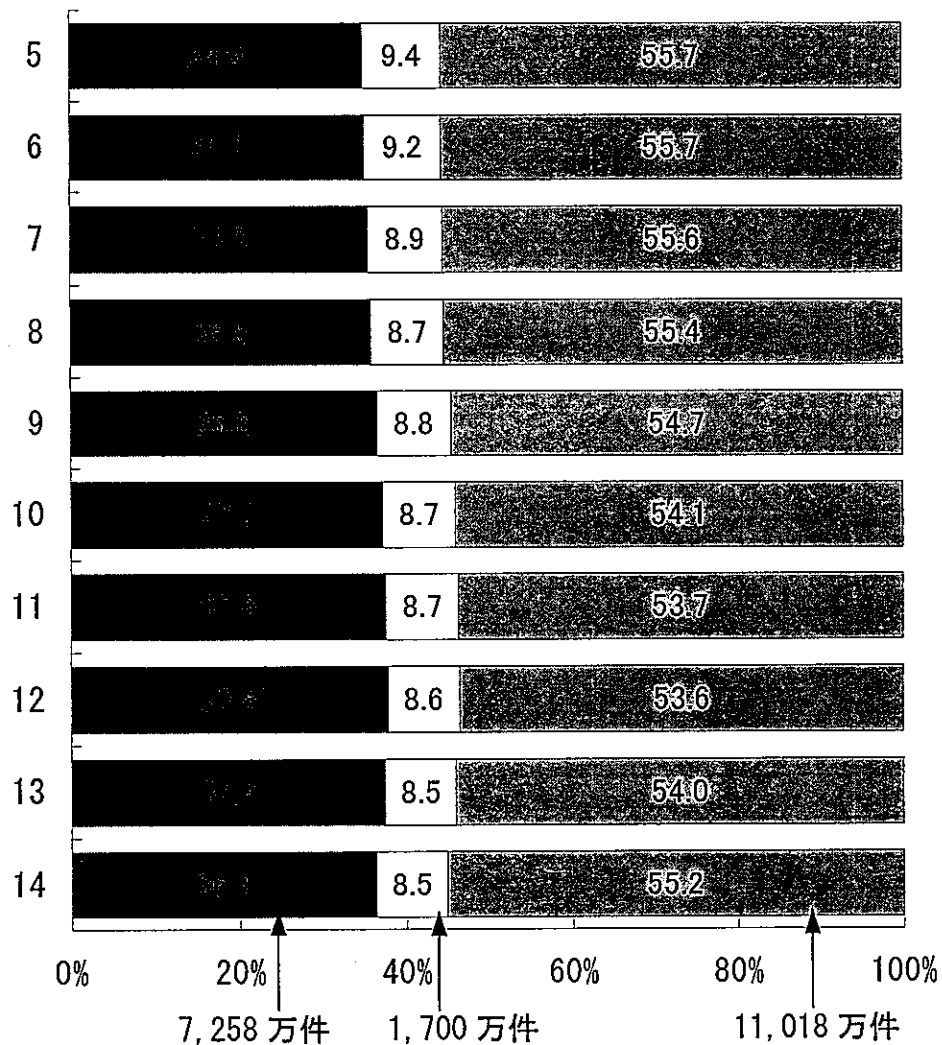
(注2)「無利息、要求払い、決済サービス提供可能」という3条件を満たす預金。

(注3)定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の条件を満たすもの等も利息と同様に保護。

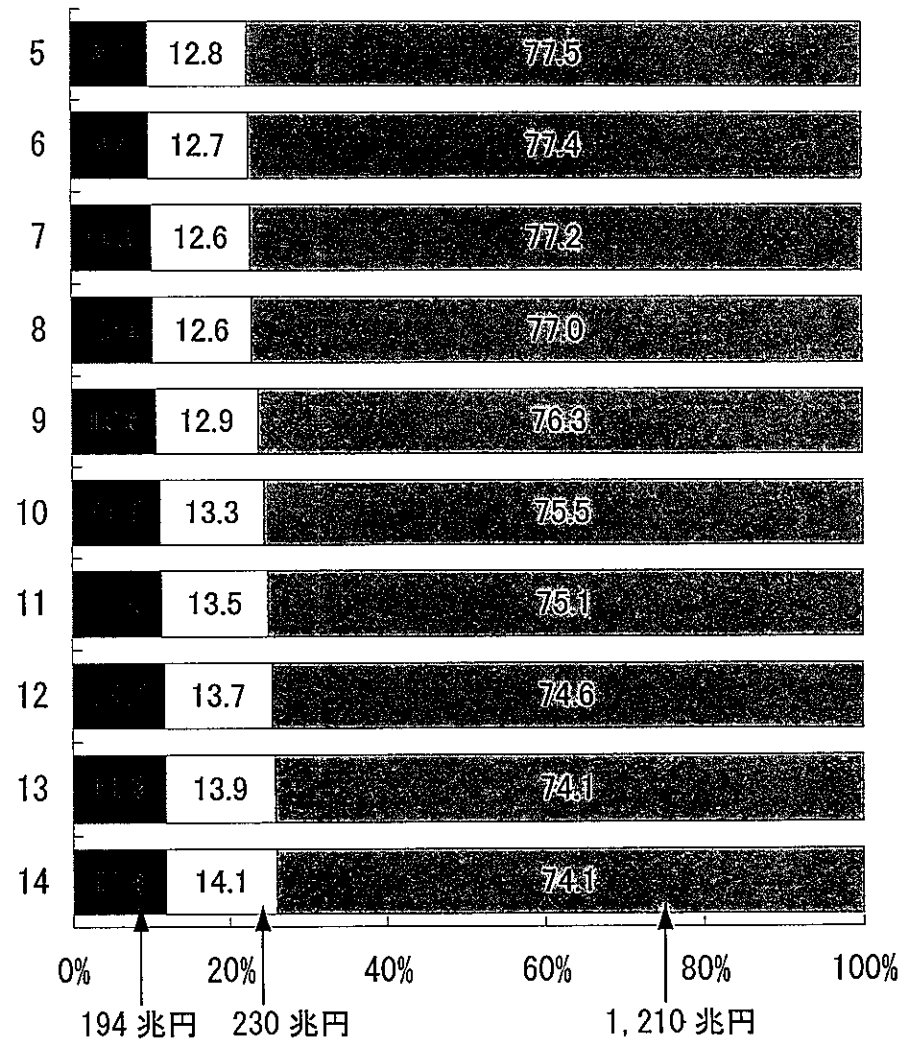
(注4)預金保険機構(一般勘定)の欠損金は、平成15年度末で約3.5兆円。

# 保有契約件数・保有保険金額シェアの推移

## 【保有契約件数(個人保険)シェアの推移】



## 【保有保険金額(個人保険)シェアの推移】



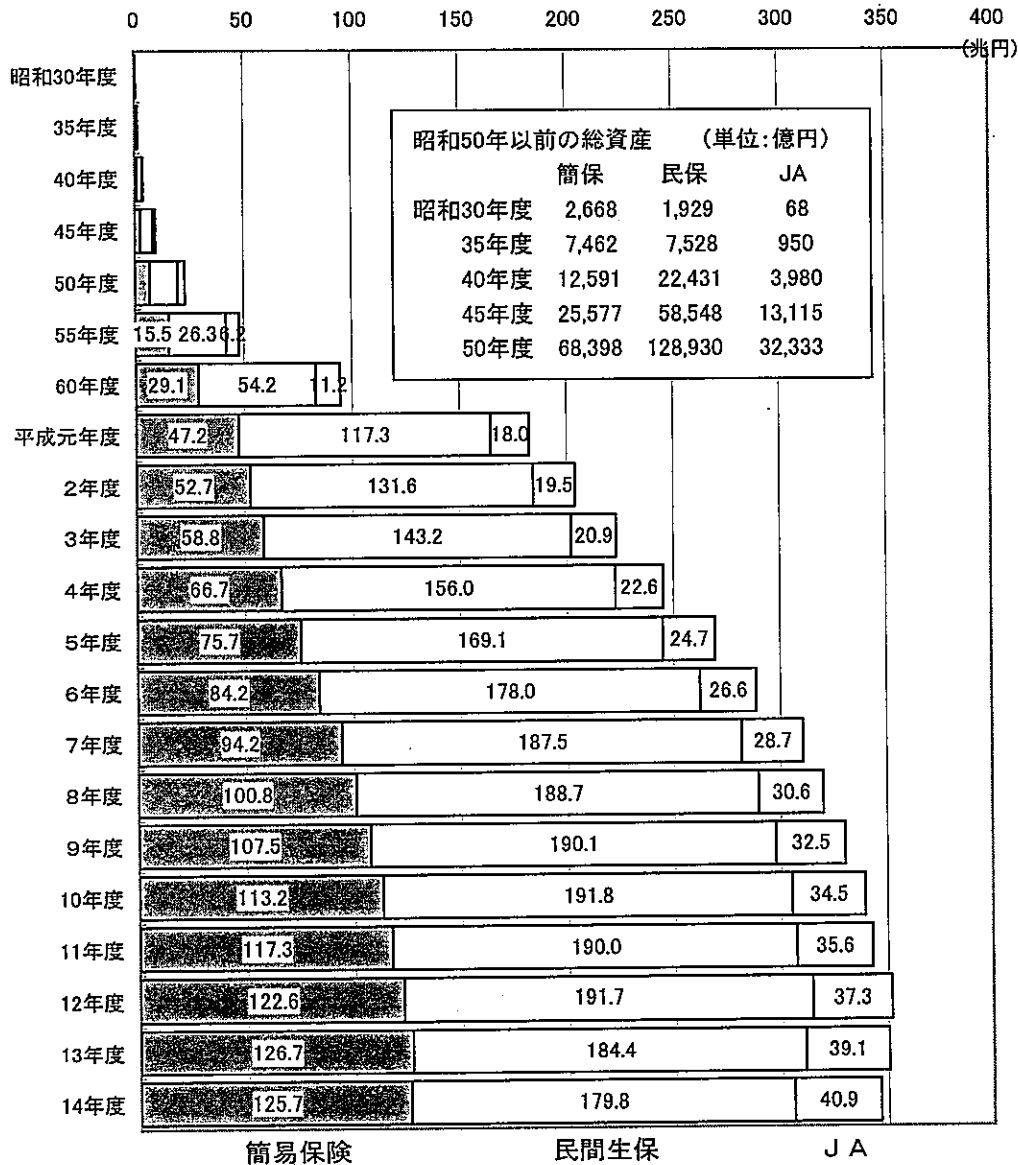
■ 簡保 □ JA 共済 ▨ 民保

注1：財形は除く。

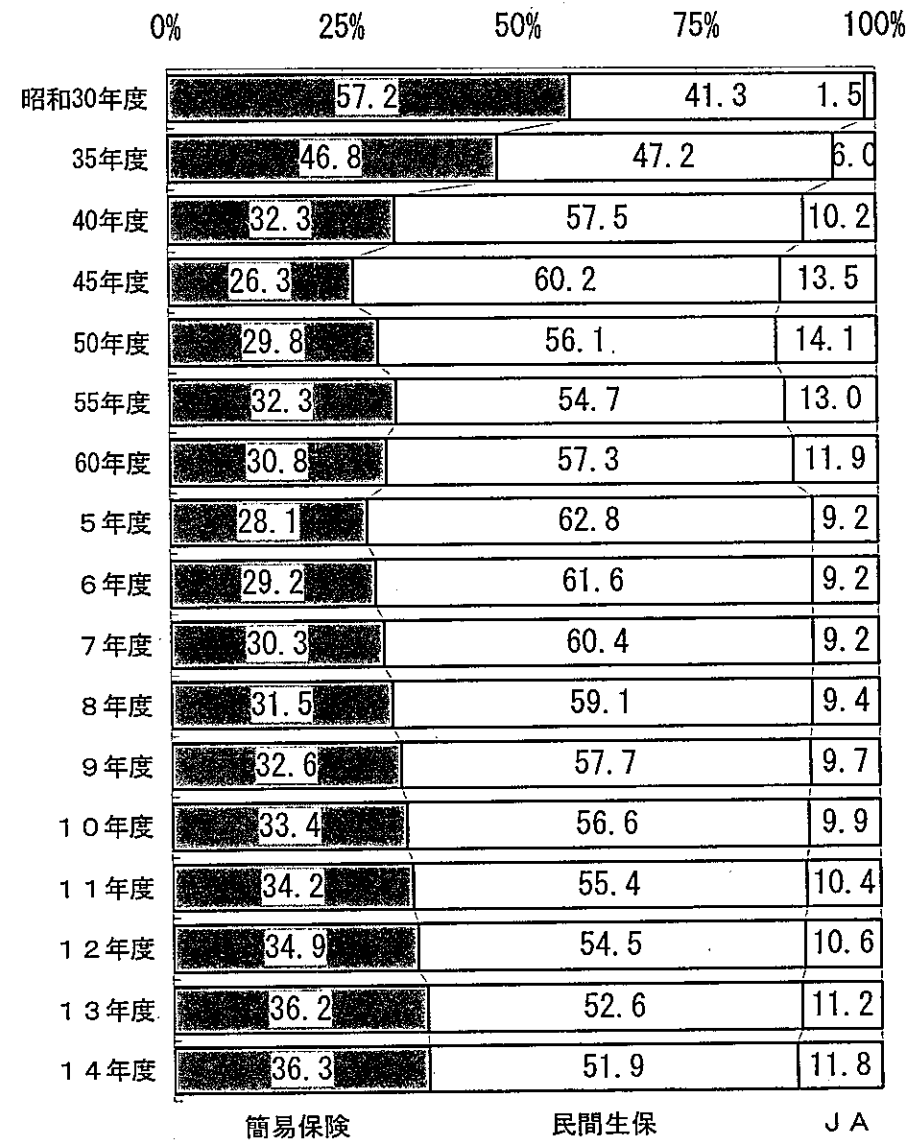
注2：農協は、養老生命共済、終身共済、長期定期生命共済、定額定期生命共済、がん共済の合計である。

# 簡易保険・民間生保・JA共済の総資産の推移

【総資産額】



【総資産シェア】



(注) 簡易保険の平成2年度以前は、保険勘定と年金勘定の合計。民間生保の昭和55年以前は、内国会社のみの数値。  
 資料： 民保は「生命保険事業概況」(生命保険協会)、JA共済は「JA共済事業統計」(全国共済農業協同組合連合会)により作成。

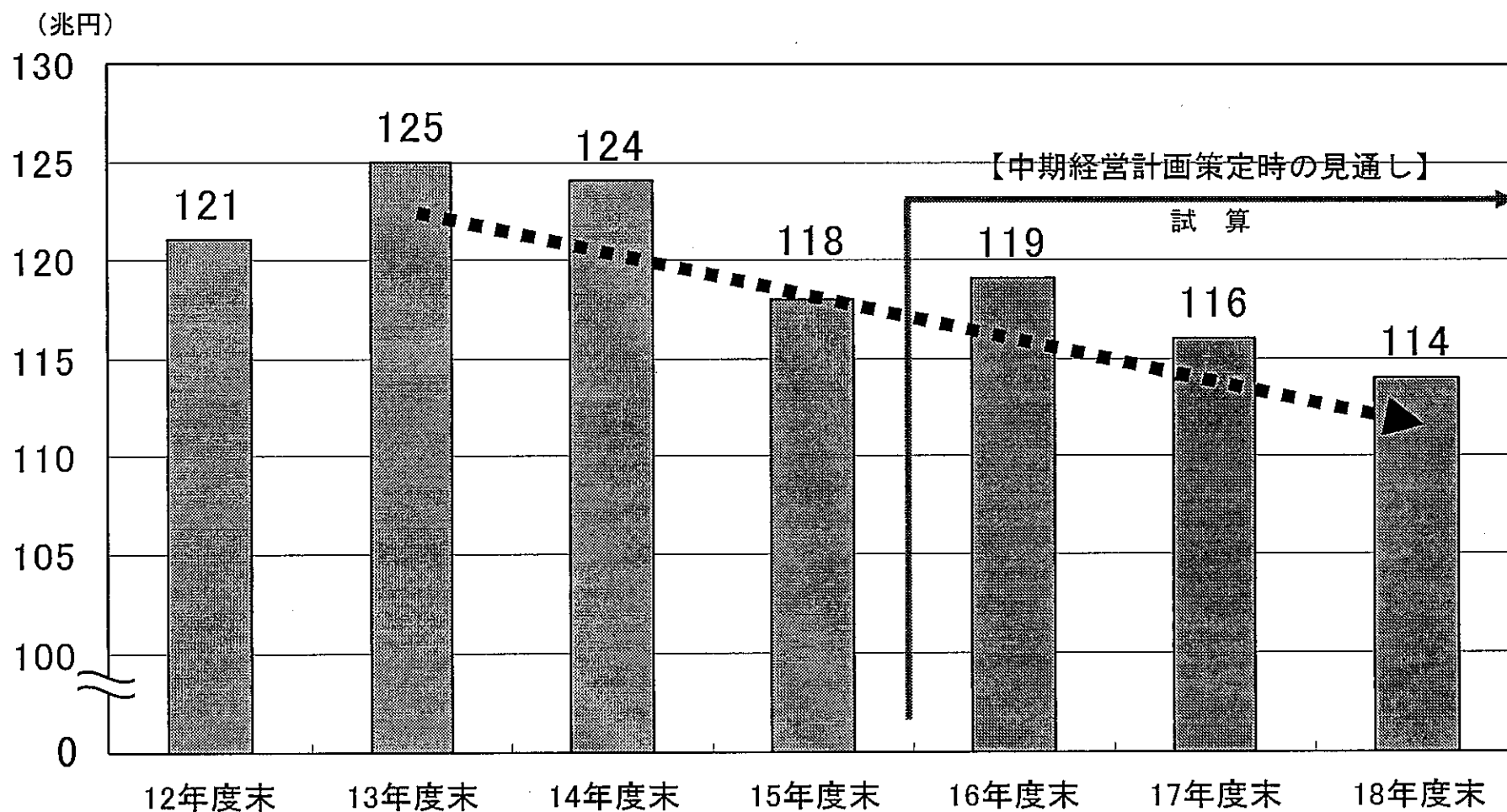
## 簡易保険の種類別新契約保険金額の推移

年度別	終身保険	定期保険	養老保険	家族保険	財形貯蓄保険	その他	合計
平成6年度	1兆7,465億円	1兆1,507億円	17兆4,896億円	116億円	883億円	7,612億円	21兆2,478億円
7	2兆1,021億円	4,613億円	18兆9,470億円	120億円	662億円	6,319億円	22兆2,205億円
8	1兆4,716億円	2,638億円	19兆4,471億円	64億円	1,076億円	4,877億円	21兆7,843億円
9	1兆2,736億円	1,601億円	17兆1,563億円	72億円	555億円	3,894億円	19兆422億円
10	1兆5,598億円	1,707億円	16兆2,948億円	71億円	981億円	3,656億円	18兆4,961億円
11	1兆465億円	2,182億円	14兆529億円	58億円	2,106億円	2,678億円	15兆8,017億円
12	2兆1,826億円	1,382億円	12兆5,141億円	45億円	310億円	2,307億円	15兆1,010億円
13	1兆7,435億円	580億円	12兆9,227億円	25億円	224億円	1,799億円	14兆9,290億円
14	1兆4,745億円	334億円	11兆9,851億円	29億円	46億円	1,371億円	13兆6,376億円
15	1兆2,640億円	297億円	9兆6,036億円	27億円	16億円	1,065億円	11兆82億円



## 資金量の見通し（中期経営計画）

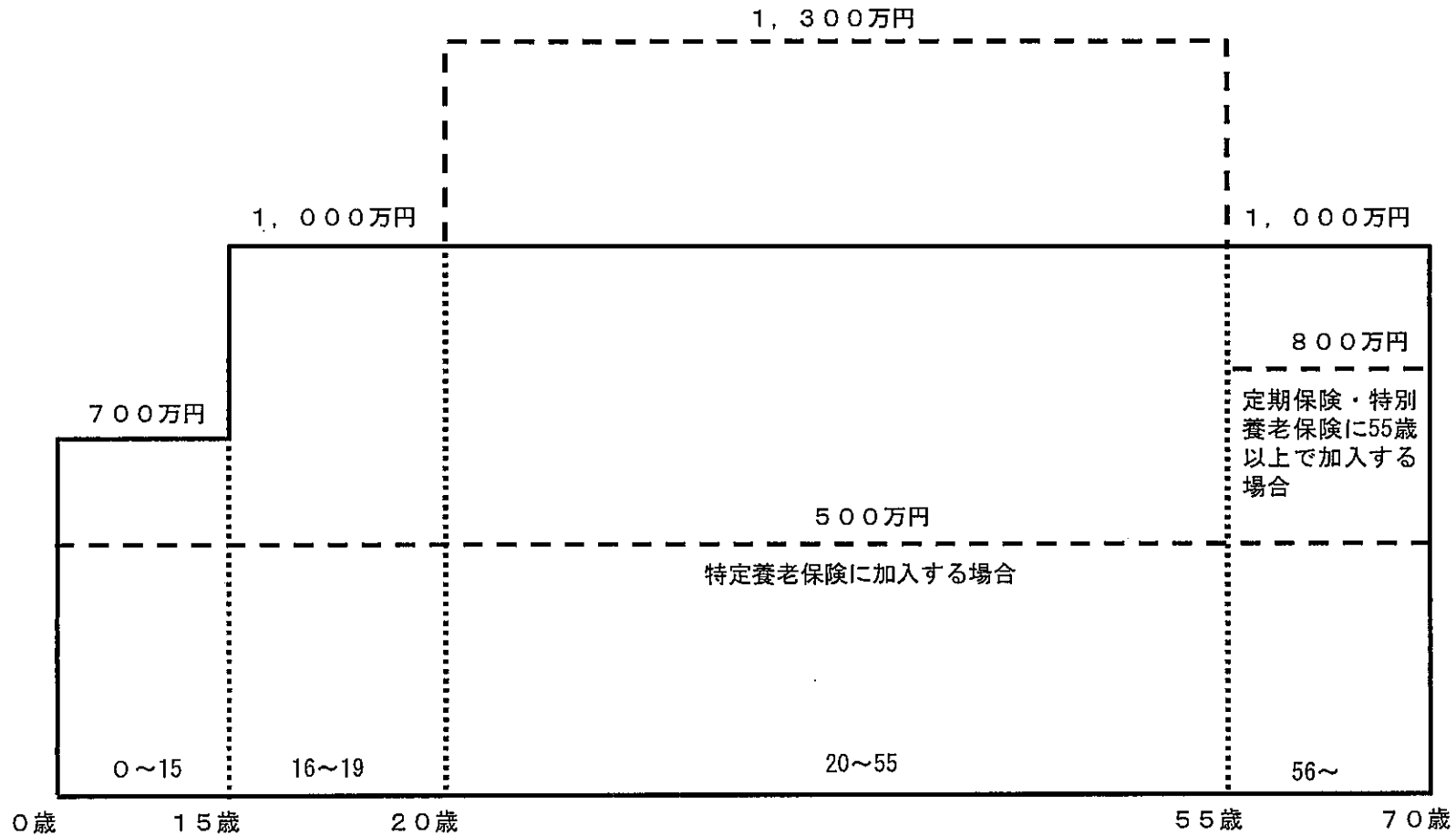
- 第一期中期経営計画期間中は、満期を迎える契約が多く支出が増加する一方、保有契約の減少により収入は減少し、資金量は減少する見通し



- 注：1 平成12～15年度末は実績値（中期経営計画策定時における15年度末見込値は119兆円）。  
 2 平成16年度以降は、平成14年度以降の新契約に、一定の条件を置いて試算。

# 簡易保険の加入限度額

- 保険：原則として1,000万円（一定の条件の下で、1,300万円）
- 年金保険：初年度年額90万円
- 特約：災害特約及び介護特約 1,000万円、入院保障の特約 1,000万円



注1：20歳以上55歳以下の者は、加入後4年以上経過した保険契約がある場合には、最高1,300万円まで加入できる。

注2：特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の者が、定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までである。

# 簡易保険の加入限度額の推移

## ○保 険

年 月	加入限度額	備 考
	円	
大正 5. 10	250	
11. 9	350	
15. 5	450	
昭和 13. 10	700	
17. 4	1,000	
19. 4	2,000	
21. 10	5,000	
23. 1	25,000	
	万円	
24. 6	5	
27. 6	8	
29. 4	15	
32. 4	20	
33. 4	25	
36. 4	30	
37. 4	50	
39. 4	100	
42. 7	150	特別養老のみ
43. 4	150	
44. 6	200	
47. 5	300	
49. 10	500	定期のみ
50. 4	500	
50. 12	800	定期・特別養老のみ
52. 9	1,000	
61. 9	1,300	一定の条件の下に

注：財形貯蓄保険を除く。

## ○年金保険

年 月	加入限度額	備 考
	円	
大正 15. 10	2,400	
昭和 18. 4	3,600	
21. 10	6,000	
23. 1	24,000	
	万円	
24. 6	12	
30. 6	24	
56. 9	72	新郵便年金実施
平成 3. 7	90	

## ○特 約

年 月	利用 枠	備 考
	万円	
昭和 44. 9	200	傷害特約創設
47. 5	300	
49. 1	〃	疾病傷害特約創設
49. 10	500	定期保険に付加したときのみ
50. 4	500	
50. 12	800	定期保険・特別養老保険に付加したときのみ
52. 9	1,000	
61. 9	〃	基本保険金額の限度額と分離
63. 9	〃	介護特約創設
平成 元. 9	〃	年金特約創設
5. 4	2,000	災害死亡等の特約
		1,000万円
		入院保障の特約
		1,000万円

### 簡易保険保険金額段階別加入状況 注1

保険金額段階		被保険者数	被保険者割合	
				累計割合
	100万円未満	1,067千人	2.5%	2.5%
100万円以上～	200万円未満	8,736千人	20.2%	22.7%
200万円以上～	300万円未満	8,650千人	20.0%	42.7%
300万円以上～	400万円未満	5,996千人	13.9%	56.6%
400万円以上～	500万円未満	2,832千人	6.6%	63.1%
500万円以上～	600万円未満	5,614千人	13.0%	76.1%
600万円以上～	700万円未満	1,945千人	4.5%	80.6%
700万円以上～	800万円未満	1,823千人	4.2%	84.8%
800万円以上～	900万円未満	1,184千人	2.7%	87.6%
900万円以上～	1000万円以下	4,060千人	9.4%	97.0%
1000万円超 <small>注2</small>		1,314千人	3.0%	100.0%
合 計		43,221千人	100.0%	———

注1 平成16年3月31日時点のマスターファイルを用いて全契約を対象とする集計調査を行ったもの。

注2 簡易保険の加入限度額は原則1千万円であるが、一定条件の下で1300万円まで加入可能とされている（簡保法20条②及び簡保法施行令2条）。

## 生命保険契約者保護機構について

### 1. 機構の目的

- ・ 「保険契約者保護機構」は、万一保険会社が破綻した場合に、破綻保険会社から救済保険会社への保険契約の移転等（移転、合併、株式取得）における資金援助、または救済保険会社が現れない場合における保険契約の引受け等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを目的としている。

### 2. 設立の状況

- ・ 保険業法に基づき金融再生委員会及び大蔵大臣がその設立を認可する法人として、平成10年12月1日に設立・発足。国内で営業を行う全ての保険会社が加入を義務付けられている。
- ・ なお、平成15年6月施行の保険業法一部改正により、平成15年4月1日から平成18年3月末までの破綻に対応するための5,000億円を財源とする新たなセーフティーネットを再構築した。

### 3. 補償内容

#### (1) 補償対象となる保険契約

- ・ 全保険契約（個人保険、個人年金、団体保険、団体年金）

#### (2) 補償限度

- ・ 責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）の90%までを補償。

（注）破綻処理の際には、予定利率の引き下げ等により契約条件が変更されることがある。

### 4. 機構の財源（負担金及び借入金）

- ・ 機構の財源は、保険会社からの負担金により賅われている。
- ・ 負担金は事前拠出により積み立てるが、積立金を上回る支払いが行われる場合には、機構の借入金で対応。ただし、保険会社の負担能力を超えて機構の借入れが無制限に行われることがないよう、機構の借入金について限度額を設定している。

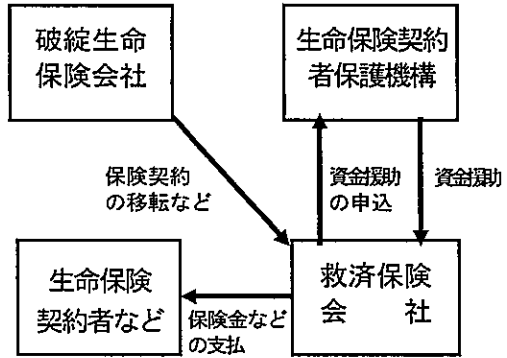
[借入限度額] 9,600億円（当分の間）

### 5. 公的支援

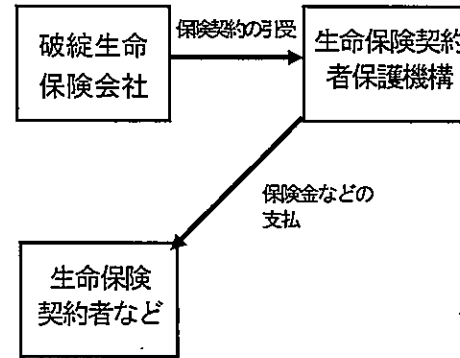
- ・ 平成18年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用について、生命保険各社の負担金のみで賄いきれない場合には、生命保険契約者保護機構に対し、当該費用の全部又は一部について国庫からの補助が可能となっている。
- ・ 借入金については、政府保証を付す。

## 6. 生命保険契約者保護機構の破綻処理の流れ

### ● 救済保険会社が現れた場合 (資金援助)

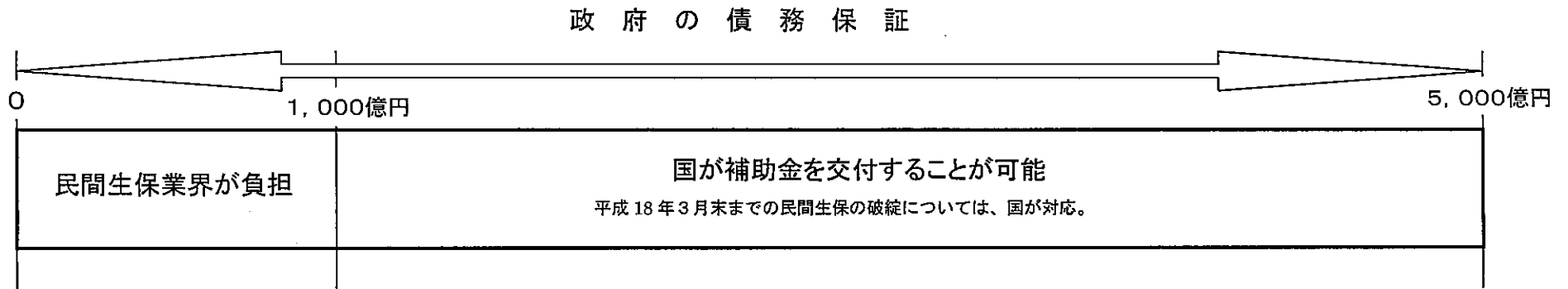


### ● 救済保険会社が現れない場合 (保険契約の引受)

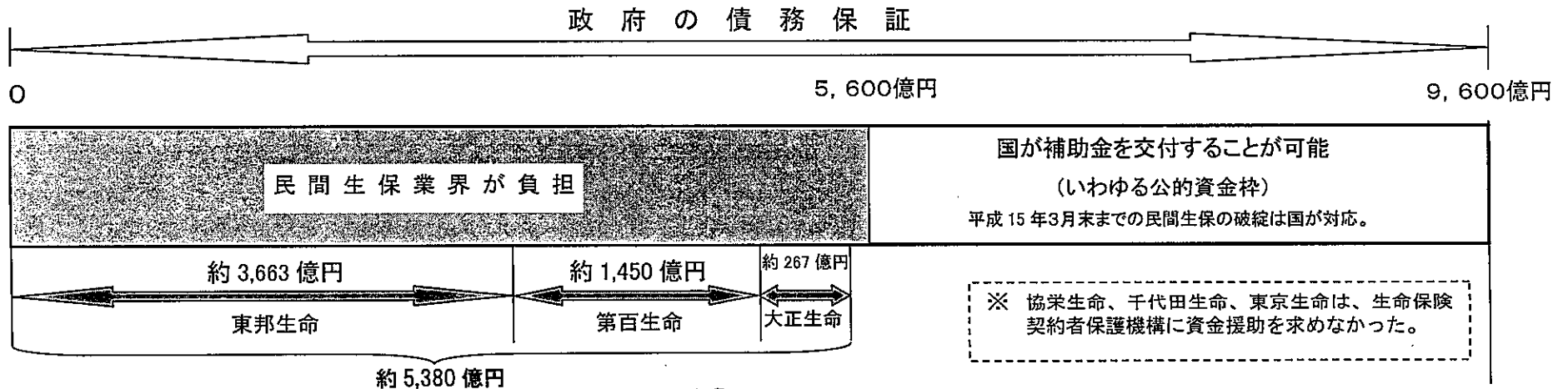


# 民間生保のセーフティネット

- 生命保険契約者保護機構の借入限度額は5,000億円。借入金及び利子について政府が債務保証枠を確保。
- 民間生保業界の負担額は1,000億円。
- 1,000億円を超える部分については、平成18年3月末までの破綻を対象に、4,000億円を限度に国が補助金を交付することが可能。(いわゆる公的資金枠)。



※これまでの業界負担(平成15年3月末まで)



4-(1) 移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）

◎貸付等の段階的拡大をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>1. 基本的視点</p> <p>(1) 経営の自由度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化した後、イコールフットディングの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ、郵政公社法による業務内容、経営権に対する制限を緩和する。</li> <li>・最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする。</li> </ul> <p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間金融機関への影響、追加的な国民負担の回避、国債市場への影響を考慮した適切な資産運用を行うが、民有民営化の進展に対応し、</li> </ul>	<p>(移行期当初の業務範囲)</p> <p>○ 移行期間中に、イコールフットディングの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ業務範囲を段階的に拡大するよう、2007年4月スタート時点の業務範囲は、基本的には、同年3月末の公社の業務範囲と同様としてはどうか。</p> <p>○ 一方、民営化され、移行期当初から民間企業と同様に納税義務やセーフティーネットの負担を負う一方で、業務範囲が公社と同様のままということはどう考えるか。</p>	<p>○ 民営化され、移行期当初から民間企業と同様に納税義務やセーフティーネットの負担を負うこととの「コインの表裏」として、2007年4月スタート時点の業務範囲は、同年3月末の公社の業務範囲よりある程度上げたところからスタートさせてはどうか。</p> <p>○ 一方、政府出資等、国の関与が残り、イコールフットディングが完全でない中での業務範囲の拡大は、民業圧迫となるおそれはないか。</p> <p>○ また、ある程度業務範囲</p>	



<p>厳密な ALM(資産負債総合管理)の下で貸付等も段階的に拡大できるようにする。</p> <p>(エ) イコールフットイングの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新会社は、移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う。</li> </ul> <p>(オ) 移行期の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期は遅くとも2017年3月末までに終了する。</li> <li>・郵便貯金会社及び郵便保険会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする。そのため、移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとする。</li> </ul> <p>6. 推進体制の整備</p> <p>(イ) 民営化後、郵政民営化</p>	<p>(業務範囲の段階的拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2007年4月スタート時点で認めない業務の取り扱いを認可事項とし、民有民営化の進捗状況に応じ、監視組織の判断に基づく認可によって業務範囲の段階的拡大を行うこととしてはどうか。</li> <li>○ 業務範囲拡大に係る判断の客観性・透明性を担保するため、何らかの基準が必要と考えられるが、時々の状況に即応できるよう、法令において大枠を示した上で、具体的基準はガイドラインで定めることとしては</li> </ul>	<p>を拡大するとして、2007年4月に新たにいかなる業務を認めるか。スタート時点から拡大しておくのではなく、監視組織による公正、透明なチェックを経た上で業務範囲の拡大を図るべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可等の事前チェック型法規制は限度額等、最小限に抑える一方、2007年4月に付与する免許に3月末までの公社の業務範囲内との条件を付し、ノウハウ・人材等新規業務の遂行体制を構築すれば、順次免許条件緩和によって業務範囲の段階的拡大を行うこととしてはどうか。</li> <li>○ 一方、業務遂行能力のチェックは免許条件緩和の際の金融監督当局による審査で対応し得るとしても、別途、民業圧迫の観点</li> </ul>	
---	--	--	--

<p>推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。</p>	<p>どうか。</p> <p>○ 一方、政府出資等国の関与はあるものの、民営化され、納税義務やセーフティネットの負担も負う郵便貯金会社・郵便保険会社については、認可等の事前チェック型の法規制は最小限に抑えるべきではないか。</p>	<p>から監視組織のチェックが必要ではないか。</p>	
---	---	-----------------------------	--

銀行と郵便貯金の業務比較

銀行	郵便貯金	備考
● 固有業務（銀行法第10条1項）		
① 預金又は定期積金等の受入れ	郵便貯金の受入れ（郵便貯金法第7条） （①通常貯金、②定額貯金、③定額貯金、④積立貯金、⑤住宅積立貯金、⑥教育積立貯金）	郵貯は、外貨預金、譲渡性預金等、郵便貯金法に基づく貯金（左の6種）以外は不可
② 資金の貸付け又は手形の割引	・預金者に対する貸付け（公社法第41条第1号、郵便貯金法第64条） ・国債等担保貸付け（公社法第41条第3号、日本郵政公社による国債等の募集の取扱いに関する法律第3条第6号、第12条） ・資金運用として、地方公共団体に対する貸付け（公社法第41条第2号、郵便貯金法第69条）、コール資金の貸付け（公社法第41条第9号の2）、郵便事業への長期・短期の資金融通（公社法第41条11、12号）を行える	・郵貯は左以外の貸付けはすべて不可 ・郵貯は手形の割引は不可
③ 為替取引	・郵便為替（郵便為替法第7条）及び国際郵便為替（郵便為替法第6条） ・郵便振替（郵便振替法第7条）及び国際郵便振替（郵便振替法第6条）	概ね同様の業務を実施
● 付随業務（銀行法第10条2項）		
① 債務の保証又は手形の引受け	—	不可
② 有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引等（投資目的等に限る）	資金運用として、債券の売買、債券先物及び債券オプション取引を行える（公社法第41条第4号イ～ヌ及び第7号）	・郵貯は株式等、左以外の有価証券の資金運用は不可。政令で債券の範囲に制限あり（社債の発行会社の純資産額等） ・郵貯は顧客からの注文を受けて行う売買は、すべて不可
③ 有価証券の貸付け	資金運用として、債券貸付を行える（公社法第41条第6号）	郵貯は政令で貸付先を証券会社等に限定
④ 国債等の引受け又はその募集の取扱い	国債等の募集の取扱い （日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第3条第1号）	概ね同様の業務を実施
⑤ 金銭債権の取得又は譲渡	資金運用として、CD・CPの取得等（公社法第41条第4号ル及びヲ並びに第5号）を行える	郵貯は抵当証券等、左以外の金銭債権の取得等は不可
⑤-2 SPCが発行する特定社債の引受け又はその募集の取扱い	資金運用として、特定社債の売買を行える（公社法第41条第4号ト）	・郵貯は政令で資金運用としての特定社債の範囲を限定 ・郵貯は引受け・募集の取扱いは不可
⑤-3 短期社債等の取得又は譲渡	資金運用として、短期社債の売買を行える（公社法第41条4号ヘ）	郵貯は政令で社債の範囲に制限あり（社債発行会社の純資産額等）
⑥ 有価証券の私募の取扱い	—	不可
⑦ 社債等の募集又は管理の受託	—	不可
⑧ 銀行等の代理業務	・教育資金貸付けの申込みの受理等（公社法第19条第2項第12号、第13号）	郵貯は左以外の銀行等の代理業務は不可
⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い	・国庫金の取扱い（公社法第19条第7号、公社法第19条第2項第9号） ・共済年金の支払い（公社法第19条第2項第10号）、国債等元利金の支払い（日本郵政公社による国債等の募集の取扱いに関する法律第3条第4号） ・ATM提携（公社法第19条第2項第14号、郵便貯金及び預金等の受払事務	郵貯は左以外の事務の取り扱いは不可

	の委託及び受託に関する法律第4条) ・郵便振替業務として地方公共団体の公金収納事務等を実施	
⑩ 有価証券、宝石、貴金属その他の物品の保護預り	国債等の証券の保護預り (日本郵政公社による国債等の募集の取扱いに関する法律第3条第2号)	郵貯は宝石・貴金属等、左以外の保護預りは不可
⑩-2 振替業(社債等の振替に関する法律第2条第4項)	振替業に係る取扱い(日本郵政公社による国債等の募集の取扱いに関する法律第3条第3号及び第9条第2号)	概ね同様の業務を実施
⑪ 両替	外貨両替・旅行小切手の売買 (日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第2条)	郵貯は邦貨の両替は不可
⑫ 金融先物取引等	—	不可
⑬ 金融先物取引等の受託	—	不可
⑭ 金融等デリバティブ取引	資金運用として、先物外国為替の売買及び通貨オプション取引(公社法第8号及び第9号)	郵貯はスワップ取引等、左以外の取引は不可
⑮ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理	—	不可
⑯ 有価証券店頭デリバティブ取引	—	不可
⑰ 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理	—	不可
● 他業証券業務(銀行法第11条) <sup>(注)</sup>		
証取法65条2項各号に掲げる有価証券等取引について同項各号に定める業務	国債等を取得した者等から請求があった時の国債等の買取り (日本郵政公社による国債等の募集の取扱いに関する法律第3条第5号、第11条)	郵貯は左の業務及び付随業務④以外の業務は不可
● 法定他業(銀行法第12条)		
・担保附社債信託法その他の法律により営む業務 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律による信託業務 ・社債等登録法による社債等の登録義務 ・当選金付証票法による宝くじに関する業務 ・商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定されている業務 ・特定債権等に係る事業の規制に関する法律に規定されている業務 ・確定拠出年金法による運営管理業務 等	・宝くじの売りさばき等(公社法第19条第2項第11号) ・確定拠出年金運営管理業務(公社法第19条第2項第7、15号)	郵貯は左以外の業務は不可

注：銀行は、投資目的以外の既発債売買（ディーリング業務）（証券取引法第65条第2項第1号）、投資信託の販売（証券取引法第65条第2項第4号）等の業務ができる。

※ 郵貯は、周知宣伝施設（メルパルク等）の設置・運営が可能（銀行は不可）

## 郵貯資金の運用状況（16年3月末）

区 分	資産残高（億円）	構成割合（%）
有価証券	1,058,964	46.6%
国債	860,091	37.8%
地方債	94,834	4.2%
社債	69,026	3.0%
うち公庫公団債等	38,370	1.7%
外国債	35,011	1.5%
金銭の信託	37,760	1.7%
貸付金	27,861	1.2%
地方公共団体貸付	20,411	0.9%
預金者貸付等	5,760	0.3%
郵便業務への融通	1,690	0.1%
預金等	22,195	1.0%
預託金	1,127,200	49.6%
合 計	2,273,982	100.0%

- (注) 1. 資産残高は金融商品に係る会計基準に準じた評価額。  
 2. 外国債は、外国政府等が発行する債券であり、円貨建債券を含んでいる。  
 3. 資産残高は切り捨てとしていることから、合計は一致しない。  
 4. 預託金は旧金融自由化対策資金借入見合いの預託金を除いたネット分。

### 【参考】

- 1 財投改革により、郵貯の資金運用部への預託は平成13年4月に廃止されており、原則として、郵貯資金は市場を通じて運用されている。

(注) 平成13年4月の時点において、既に財務省の財政融資資金（従前の資金運用部）に預託していた郵貯資金については、当初の契約に基づき、預託期間（原則7年）の満了時に償還される。

(参考) 預託金の残存期間別残高 (億円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	合 計
預託金	384,835	701,984	387,135	87,000	1,560,954

(注) 旧金融自由化対策資金借入見合い分を含む。

- 2 なお、財政融資資金の既往貸付けの継続及び市場への影響に対する配慮から、平成19年度までの経過措置として、郵貯資金による（市場外での）財投債の引受けが行われる。

(参考) 郵貯資金による財投債引受額

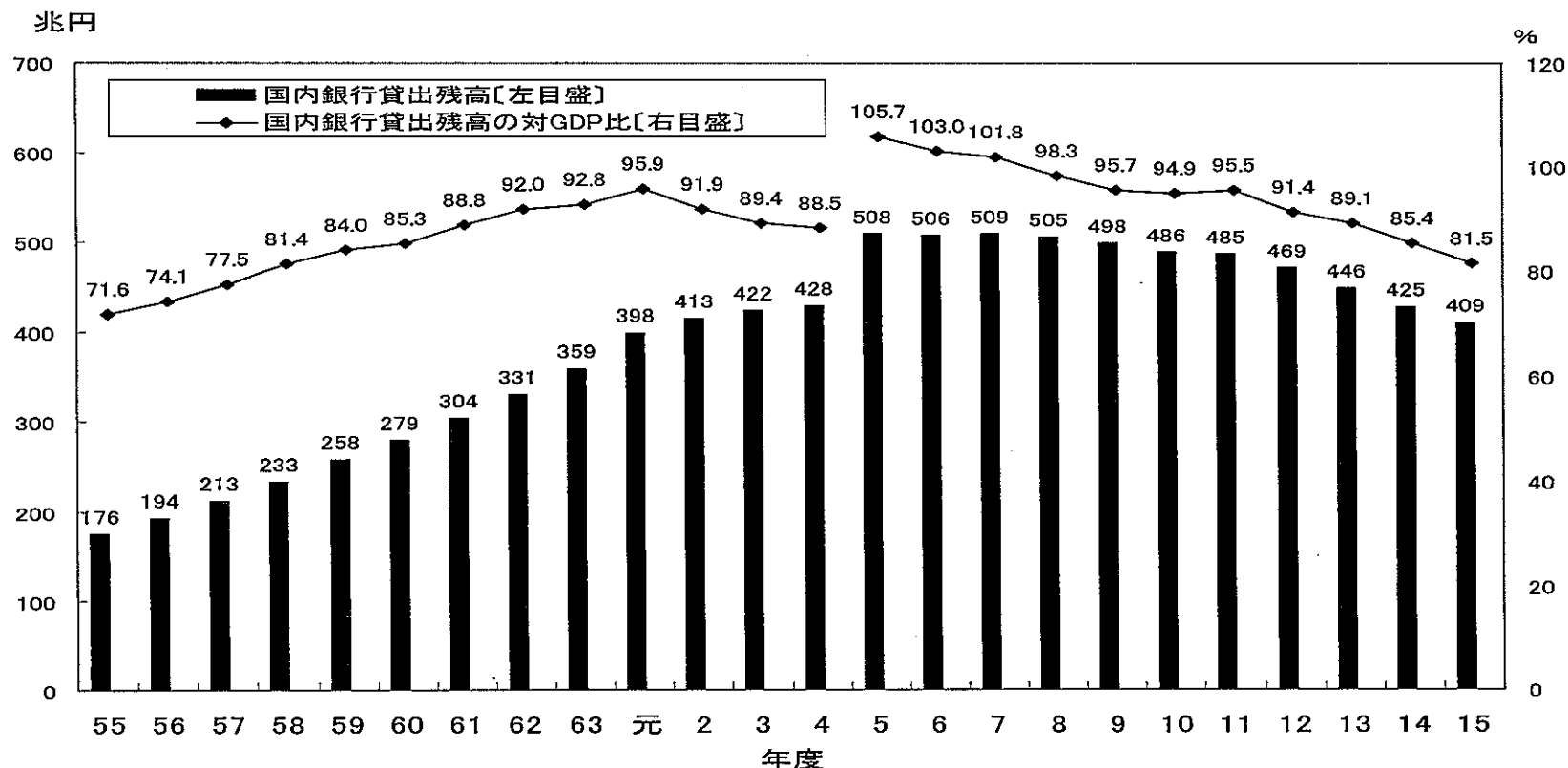
平成13年度	17兆9,000億円
平成14年度	13兆6,000億円
平成15年度	9兆9,600億円
平成16年度	19兆7,000億円（予定）

郵便貯金資金の運用対象（日本郵政公社法第41条）

1 預金者に対する貸付け
2 地方公共団体に対する貸付け
3 国債等担保貸付け
4 国債（債券先物を含む）
5 公庫債等
6 地方債
7 公団債等
8 金融債
9 社債
10 特定社債（ABS）
11 政府保証債（5～10 除く）
12 外国債（債券先物を含む）
13 貸付信託の受益証券
14 国内CP

15 外国CP
16 金融機関への預金
17 債券の貸付け
18 債券オプション
19 先物外国為替
20 通貨オプション
21 コール資金の貸付け
22 信託会社への信託（投資顧問業者との投資一任契約含む）
23 郵便業務の用に供する施設の設置等に 必要な費用に充てるための資金融通
24 郵便業務に係る資金繰りに充てるため の資金融通

# 国内銀行貸出残高と対GDP比の推移



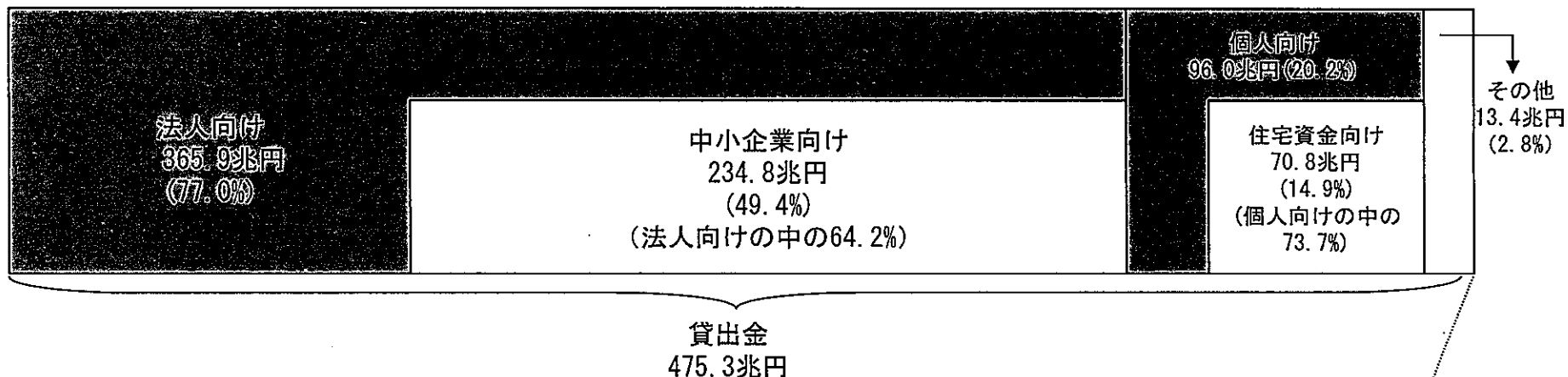
(注1) 国内銀行貸出残高は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、長期信用銀行、信託銀行の貸出残高からオフショア勘定の貸出残高等を除く。

(注2) 平成5年度から当座貸越が貸出残高に計上されている。

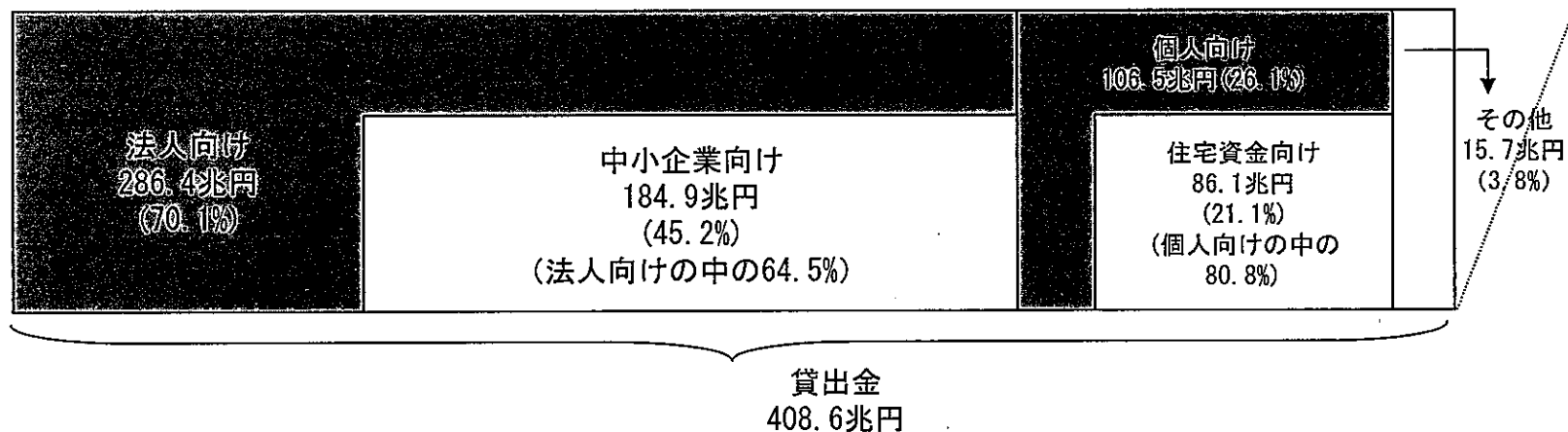
(出典) 日本銀行「金融経済統計」、内閣府「需要項目別時系列表 (93SNA)」

# 国内銀行の貸出先 (貸出先別貸出金)

(平成12年3月末 国内銀行)



(平成16年3月末 国内銀行)



(注1) その他には地方公共団体向け貸出金、海外円借款等を含む。

(注2) 中小企業とは、資本金3億円（卸売業は1億円、小売業、飲食店、各種サービス業（飲食店を除く）は5,000万円）以下、または常用従業員300人（卸売業、各種サービス業（飲食店を除く）は100人、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人及び個人企業）。

(出典) 日本銀行「金融経済統計」



## 規制についての銀行等との比較

	会員・組合員		営業区域	預貯金の 利用者の制限	預入限度額	貸出しの制限	兼営の可否	税制	特処法
	資格	出資金							
郵便貯金	なし	—	・制限なし	・制限なし	・原則1000万円	・預金者貸付のみ	郵政三事業を 兼営	・印紙税、法人税等は 負担なし ・国庫納付金制度あり	・郵便貯金法
銀行	なし	—	・制限なし	・制限なし	・なし	・制限なし	兼営不可 <sup>㉑</sup>	・軽減等なし	・銀行法
信用金庫	信金の地区内の ①居住者 ②事業所所有者 ③勤労者	必要	定款記載事項 (定款の変更 には認可が 必要)	・制限なし	・なし	①会員 ②員外利用 (総額の20% まで)	兼営不可 <sup>㉑</sup>	印紙税：一部非課税 法人税：軽減税率 法人事業税：軽減税率	・信用金庫法
信用協同組合	信組の地区内の ①小規模事業者 ②居住者 ③勤労者	必要	定款記載事項 (定款の変更 には認可が 必要)	①組合員 ②員外利用 (総額の20% まで)	・なし	①組合員 ②員外利用 (総額の20% まで)	兼営不可 <sup>㉑</sup>	印紙税：一部非課税 法人税：軽減税率 法人事業税：軽減税率	・中小企業等協同 組合法 ・協同組合による 金融事業に関する 法律
農業協同組合	農協の地区内の [E組合員] ①農民 ②農業経営を行う 農事組合法人等 [F組合員] ③居住者 ④農業協同組合 ⑤農民が主たる 構成者・出資者に なっている団体	必要	定款記載事項 (定款の変更 には認可が 必要)	①組合員 ②員外利用 (組合員利用の 5分の1まで)	・なし	①組合員 ②員外利用 (組合員利用の 5分の1まで)	指導事業 経済事業 共済事業等と 兼営 <sup>㉒</sup>	印紙税：一部非課税 法人税：軽減税率 法人事業税：軽減税率	・農業協同組合法

注：但し、証券業のうち国債・地方債、投資信託等の窓口販売、保険業のうち個人年金保険、財形保険等の保険募集等については、銀行等が取り扱うことができる。

## 生命保険会社と簡易生命保険の業務比較

生命保険会社	簡易保険	備考
<p>● 固有業務（保険業法 97 条）</p> <p>① 生命保険の引受け</p> <p>※ 保険種類（保険業法 3 条④）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の生存又は死亡（余命一定期間内とされた身体状態を含む）について保険金を支払う保険</li> <li>・ 次の事由に対し、一定の保険金を支払う又は損害を填補する保険               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人が疾病にかかったこと</li> <li>② 傷害又は疾病にかかったことを原因とする人の状態</li> <li>③ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡</li> <li>④ 出産及びこれを直接の原因とする人の状態</li> <li>⑤ 老衰を直接の原因とする要介護状態</li> <li>⑥ 傷害又は疾病にかかったこと等に関して治療を受けたこと</li> </ol> </li> <li>・ 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害のうち、以上の保険の引受けに係る再保険</li> </ul>	<p>簡易生命保険</p> <p>※ 簡易生命保険の種類（簡保法 5 条、6 条、8 条等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の生死（要介護状態を含む）について保険金を支払う保険</li> </ul> <p>①終身保険、②定期保険、③養老保険、④家族保険、⑤財形貯蓄保険、⑥終身年金保険、⑦定期年金保険、⑧夫婦年金保険、⑨終身年金保険付終身保険、⑩定期年金保険付終身保険、⑪定期年金保険付養老保険、⑫夫婦年金保険付家族保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者がかかった疾病、不慮の事故等により受けた傷害、被保険者の生存について保険金を支払う特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 簡保は、左の 12 種類の保険及びそれに付加する特約以外は不可</li> <li>○ 簡保の保険は個人保険及び個人年金に限られ、団体保険及び団体年金は不可</li> <li>○ 被保険者一人につき保険金額 1 千万円（一定条件の下で 1300 万円）、年金年額 90 万円を超えることは不可</li> </ul>
<p>② 保険料として収受した金銭その他の資産の運用</p> <p>※ 保険会社の資産の運用方法（保険業法施行規則 47 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有価証券の取得</li> <li>2 不動産の取得</li> <li>3 金銭債権の取得</li> <li>4 金地金の取得</li> <li>5 金銭の貸付け（コールローンを含む）</li> <li>6 有価証券の貸付け</li> <li>7 組合契約又は匿名組合契約に係る出資</li> <li>8 預金又は貯金</li> <li>9 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託</li> <li>10 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引</li> <li>11 金融先物取引等</li> <li>12 金融等デリバティブ取引</li> <li>13 先物外国為替取引</li> <li>14 1～13 に準ずる方法</li> </ol>	<p>簡易生命保険資金の運用</p> <p>※ 簡易生命保険の運用方法（公社法 45 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保険契約者に対する貸付け</li> <li>2 地方公共団体に対する貸付け（簡保法 88 条）</li> <li>3 有価証券等の売買 国債、公庫債等、地方債、公団債等、金融債、社債、特定社債、政府保証債、外国債、貸付信託の受益証券、国内 C P、外国 C P</li> <li>4 金融機関への預金</li> <li>5 債券の貸付け</li> <li>6 債券オプション</li> <li>7 先物外国為替</li> <li>8 通貨オプション</li> <li>9 コール資金の貸付け</li> <li>10 信託会社への信託</li> <li>11 郵便業務の用に供する施設の設置等に必要なる費用に充てるための資金融通</li> <li>12 郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金融通</li> </ol>	<p>簡保は、左以外の資金運用は不可。政令で債券の範囲等に制限あり（社債の発行会社の純資産額等）</p>
<p>● 付随業務（保険業法 98 条）</p> <p>① 他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行</p>	<p>バイク自賠責保険の取扱い（公社法 19 条②十七）</p>	<p>簡保は、バイク自賠責保険以外について他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行は不可</p>

生命保険会社	簡易保険	備考
② 債務の保証	——	不可
③ 国債、地方債、政府保証債の窓口販売 [残額引受に限定]	——	不可
④ 金銭債権の取得又は譲渡 [資産運用以外]	——	不可
⑤ 特定社債等の窓口販売	——	不可
⑥ 短期社債等の取得又は譲渡 [資産運用以外]	——	不可
⑦ 有価証券の私募の取扱い	——	不可
⑧ 金融先物取引等 [資産運用以外]	——	不可
⑨ 金融先物取引等の受託	——	不可
⑩ 金融等デリバティブ取引 [資産運用以外]	——	不可
⑪ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次又は代理	——	不可
⑫ 有価証券店頭デリバティブ取引 [資産運用以外]	——	不可
⑬ 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次又は代理	——	不可
● 法定他業 (保険業法 99 条)		
① 公共債ディーリング等 [資産運用・付随業務以外]	——	不可
② 社債等の募集・管理の受託	——	不可
③ 担保付社債に関する信託業務	——	不可
④ 保険金信託業務	——	不可
● 他の法律に基づく業務 (保険業法 100 条)		
・自動車損害賠償保障事業の業務の受託 (自動車損害賠償保障法 77 条) ・宝くじの販売に関する事務の受託 (当せん金付証票法 6 条①→政令) ・スポーツくじの販売等業務の受託 (スポーツ振興投票の実施等に関する法律 18 条①→政令) ・確定拠出年金に係る国民年金基金連合会の事務の受託 (確定拠出年金法 61 条②→政令) ・確定拠出年金運営管理業 (確定拠出年金法 88 条②→政令) ・国際協力銀行の業務の受託 (国際協力銀行法 28 条①→政令) 等	——	不可

※簡保は、加入者福祉施設 (かんぼの宿等) の設置・運営が可能 (保険会社は不可)

# 簡保資金の運用状況

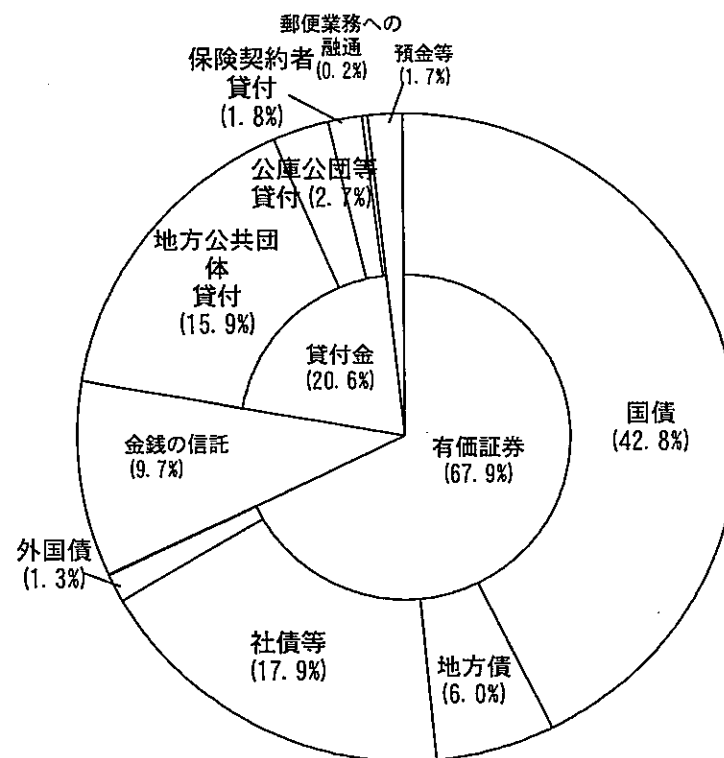
○ 簡保資金の運用状況は、国債（全体の約4割）を中心とする有価証券への運用が約7割

（平成16年3月末（平成15年度末））

区分	資産残高（億円）	構成割合（%）
有価証券	816,706	67.9
国債	514,025	42.8
地方債	71,880	6.0
社債等	214,850	17.9
うち公庫公団債等	183,703	15.3
外国債	15,950	1.3
金銭の信託	117,188	9.7
貸付金	247,553	20.6
地方公共団体貸付	191,165	15.9
公庫公団等貸付	32,535	2.7
保険契約者貸付	21,926	1.8
郵便業務への融通	1,926	0.2
預金等	20,520	1.7
合計	1,201,969	100.0

- 注1：資産残高は、金融商品に係る会計基準に準じた評価額。  
 注2：外国債は、外国政府等が発行する債券であり、円貨建債券を含んでいる。  
 注3：資産残高は切捨てとしていることから、合計は一致しない。

平成16年3月末 簡保資金の運用状況  
120兆1,969億円



(参考) 簡易生命保険資金の運用対象 (日本郵政公社法第45条)

1	保険契約者に対する貸付け
2	地方公共団体に対する貸付け
3	国債 (債券先物を含む)
4	公庫債等
5	地方債
6	公団債等
7	金融債
8	社債
9	特定社債 (ABS)
10	政府保証債 (4~9 除く)
11	外国債 (債券先物を含む)
12	貸付信託の受益証券
13	国内CP

14	外国CP
15	金融機関への預金
16	債券の貸付け
17	債券オプション
18	先物外国為替
19	通貨オプション
20	コール資金の貸付け
21	信託会社への信託 (投資顧問業者との投資一任契約含む)
22	郵便業務の用に供する施設の設置等に 必要な費用に充てるための資金融通
23	郵便業務に係る資金繰りに充てるため の資金融通

## 規制についての比較

	営業区域	加入者の制限	提供商品の制限	加入限度額	生損保兼営の可否	税制	根拠法
簡易保険	制限なし	制限なし	個人保険 個人年金	保険 原則 1,000 万円 年金 初年度年額 90 万円	兼営不可	法人税、印紙税等は非課税 (旧三公社並み) 国庫納付金制度あり 市町村納付金制度あり	簡易生命保険法
民間生保	制限なし	職業等による加入制限あり	個人保険 個人年金 団体保険 団体年金	法律上は制限なし	兼営不可(子会社方式による参入可能)	軽減等なし	保険業法
J A 共済	定款記載事項(定款の変更には認可が必要)	・農協組合員及び農協准組合員以外の利用高に制限あり ・職業による加入制限あり	個人保険 個人年金	法律上は制限なし	兼営可(損害共済を兼営)	法人税：軽減税率 法人事業税：軽減税率 印紙税：一部課税対象外	農業協同組合法

注：簡易保険、民間生保、J A 共済のいずれも病気・病歴による加入制限あり。

4-(2) 郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み

◎具体的なスキームをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方</p> <p>(3) 郵便貯金会社</p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する。</li> <li>・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便貯金会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</li> </ul> <p>(4) 郵便保険会社</p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便保険の政府保証を廃止し、生命保険契約者保護機構に加入する。</li> </ul>	<p>(郵便貯金)</p> <p>○ 公社勘定の運用資産を郵便貯金会社への預金（特別預金）に転換する、以下のようなスキームとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別預金は、旧契約の貯金と全く同じ条件とし、旧契約の貯金の払戻請求があった時に払い戻されることとする。</li> <li>・ 特別預金には政府保証を付さず、預金保険の対象外とする。</li> <li>・ 新旧勘定に係るALM（資産・負債管理）の一括運営により、公社勘定に係る損益が結果として郵便貯金会社に帰属。</li> </ul>	<p>○ 公社勘定の運用資産を郵便貯金会社に信託する、以下のようなスキームとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託財産については、旧契約の貯金の払戻請求があった時に、信託勘定から貯金を支払。</li> <li>・ 郵便貯金会社には、自己勘定と他人勘定との別々のALM（資産・負債管理）が存在（公社勘定の流動性については、郵便貯金会社が供給）。</li> </ul>	

<p>入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</li> </ul> <p>(5) <u>公社承継法人</u></p> <p>(ア) <u>業務の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵貯・簡保の既契約を引き継ぎ、既契約を履行する。</li> <li>・ 郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。</li> </ul> <p>(イ) <u>公社勘定の運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。</u></li> <li>・ <u>公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。</u></li> <li>・ 公社勘定については、政</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社承継法人は、郵便貯金会社に対して、特別預金について先取特権を有することとする。</li> <li>・ 郵便貯金会社には、特別預金相当額の安全資産の保有を義務付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社勘定の損益は、事後的に郵便貯金会社に帰属させる。</li> <li>・ 公社勘定の運用資産が信託として隔離される。</li> <li>・ 信託財産の運用については、公社承継法人の指図により、安全資産で行うものとする。</li> </ul>	
--	--	--	--



<p>府保証、その他の特典を維持する。</p> <p>・ <u>公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。</u></p>	<p>○ 特別預金が預金保険の対象とならないことから、郵便貯金会社に超過利得が生じるとの見方も可能であり、何らかの工夫が必要ではないか。</p>	<p>○ 旧契約の預金については預金保険の対象とならないことから、(損益を帰属させることにより) 間接的には郵便貯金会社に超過利得が生じるとの見方もあるのではないか。</p>	
---	--	---	--

4-(2) 郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み

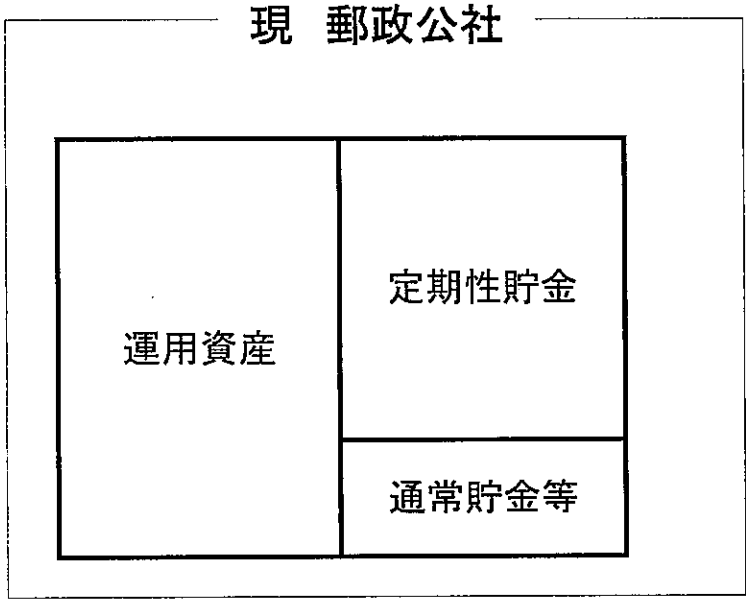
◎具体的なスキームをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方</p> <p>(3) <u>郵便貯金会社</u></p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する。</li> <li>・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便貯金会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</li> </ul> <p>(4) <u>郵便保険会社</u></p> <p>(イ) 新旧契約の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便保険の政府保証を廃止し、生命保険契約者保護機構に加</li> </ul>	<p>(簡易保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公社勘定の運用資産を郵便保険会社への再保険に転換する、以下のようなスキームとしてはどうか。</li> <li>・ 再保険は、旧契約の保険金の支払があった時に、郵便保険会社の負債における責任準備金を減少することとする。</li> <li>・ 再保険には政府保証を付さない（原契約には政府保証あり）。</li> <li>・ 再保険は、保護機構の対象外（機構定款）。</li> <li>・ 新旧勘定に係る資産の一括運用により、公社勘定に係る損益が結果として郵便保険会社に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公社勘定の運用資産を郵便保険会社に信託する、以下のようなスキームとしてはどうか。</li> <li>・ 信託財産については、旧契約の保険の支払請求があった時に、郵便保険会社が承継法人を代理して信託勘定から保険金を支払。</li> <li>・ 郵便保険会社には、自己勘定と他人勘定との別々の勘定が存在。</li> <li>・ 契約者配当後の公社勘定</li> </ul>	

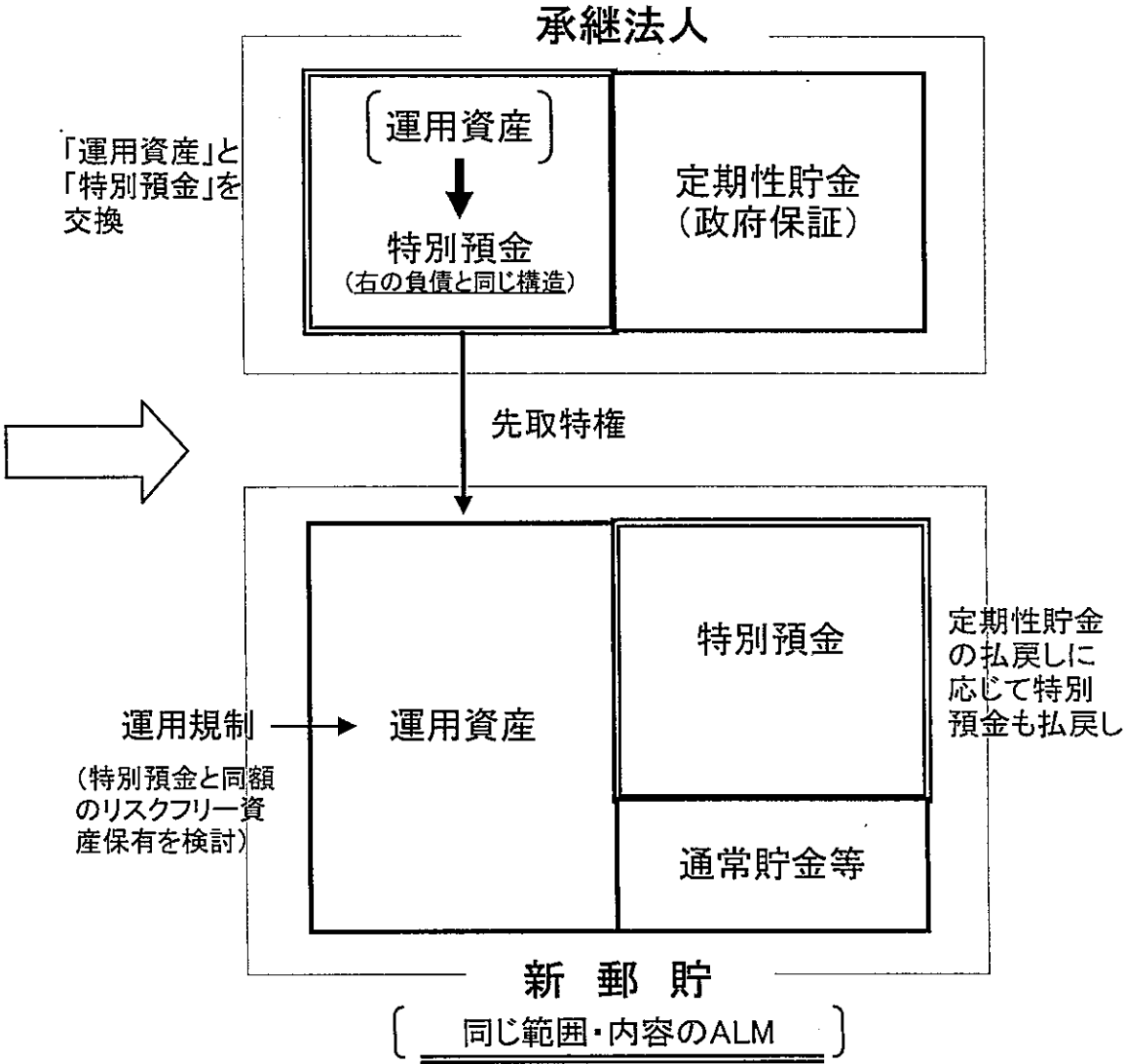
<p>入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。</li> </ul> <p>(5) <u>公社承継法人</u></p> <p>(ア) <u>業務の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵貯・簡保の既契約を引き継ぎ、既契約を履行する。</li> <li>・ 郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。</li> </ul> <p>(イ) <u>公社勘定の運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。</li> <li>・ 公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ALMの一括管理が容易。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社承継法人は、郵便保険会社に対して、再保険について新契約の保険契約者と同順位の先取特権を有することとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便保険会社には、資産全体について、運用計画を策定するとともに、公社勘定に相当する資産については、現行と同等の運用規制をかけることとしてはどうか。</li> </ul>	<p>の損益は、事後的に郵便保険会社に帰属させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ALMの一括管理には、両勘定を融通する仕組みが必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託財産の運用については、公社承継法人の指図により、安全資産で行うものとする。</li> </ul>	
---	---	---	--

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。</li><li>・ 公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。</li></ul>			
---	--	--	--

A案(特別預金スキーム)

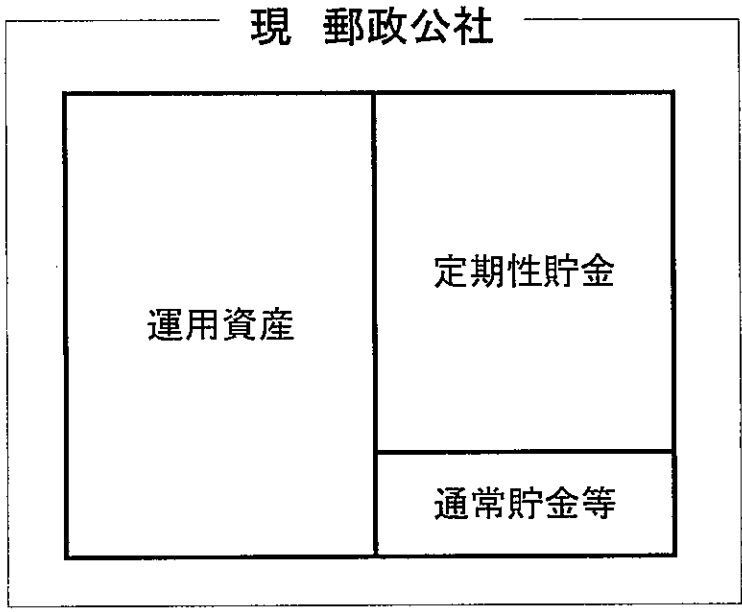


現行ALM管理  
 過去負債の動向予測も踏まえて、  
 ①新規運用資金(流動性管理も含む)の期間選択  
 ②新規貯金の金利設定・調達コントロール  
 を行っている。

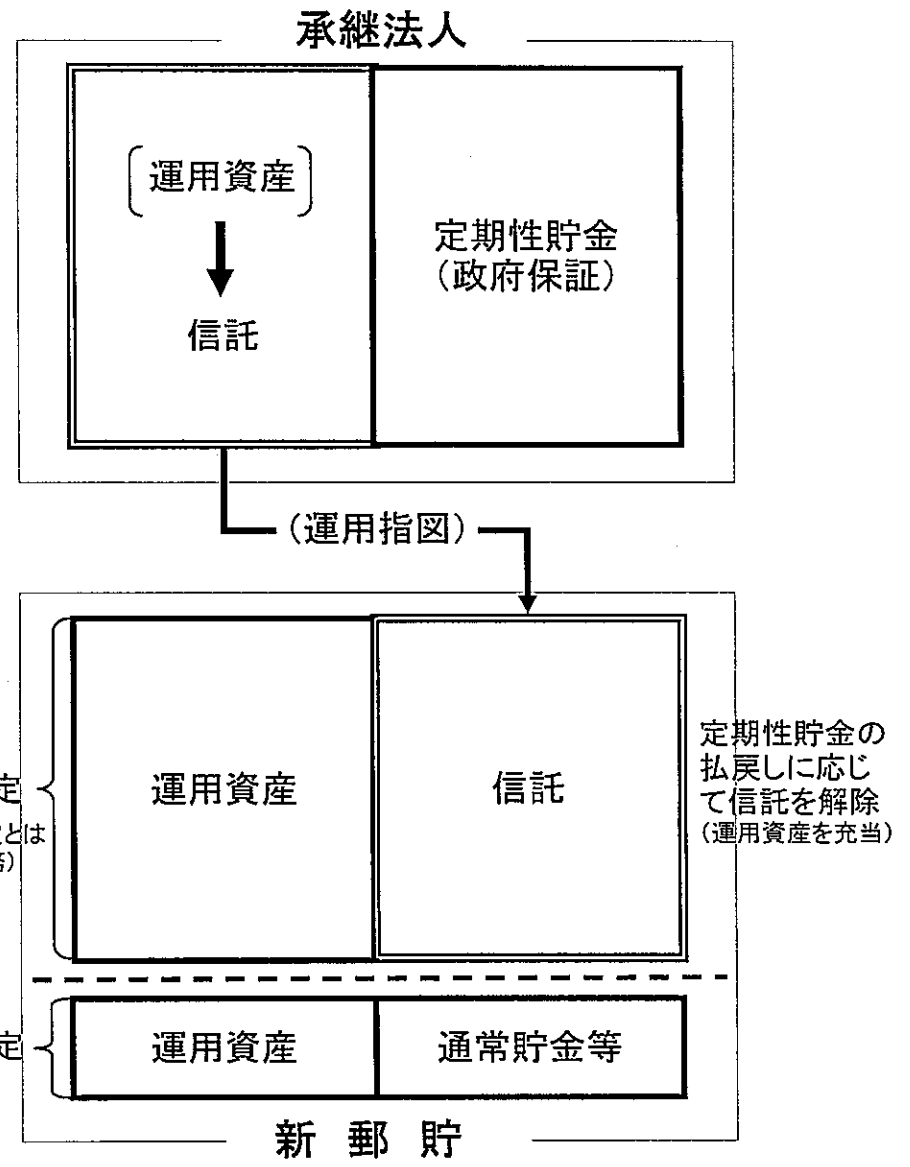
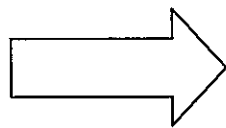


(注)先取特権:法律が定める特殊の債権を有する者が債務者の総財産あるいは特定の財産から一般債権者に優先して弁済を受けることができる法定の担保物権。

B案(信託スキーム)



現行ALM管理  
 過去負債の動向予測も踏まえて、  
 ①新規運用資金(流動性管理も含む)の期間選択  
 ②新規貯金の金利設定・調達コントロール  
 を行っている。



他人勘定  
 (自己勘定とは別の業務)

定期性貯金の  
 払戻しに  
 応じて  
 信託を  
 解除  
 (運用資産を  
 充当)

自己勘定  
 (B/S)

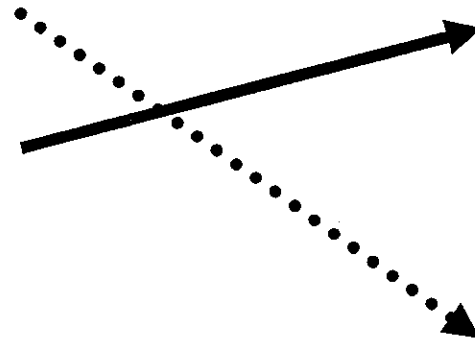
新郵貯のALM  
 (過去負債の影響なし)

(現行と範囲・内容が異なる)

16年3月末決算を前提とした郵便貯金等の振り分けのイメージ (単位:兆円)

16年3月末の郵便貯金等の残高

郵便振替預り金等	4.4
通常郵便貯金	53.8
うち軍事郵便貯金等	0.004
積立郵便貯金等	0.4
定額郵便貯金	152.9
定期郵便貯金	13.0
計	224.4



公社承継法人

積立郵便貯金等	0.4
定額郵便貯金	152.9
定期郵便貯金	13.0
軍事郵便貯金等	0.004
計	166.3

郵便貯金会社

郵便振替預り金等	4.4
通常郵便貯金	53.8
計	58.1

【参考】中期経営計画による19年3月末の残高見通し

郵便振替預り金等	3.6
郵便貯金	206.4
計	210.0

- (注) 1. 「郵便振替預り金等」は、郵便振替預り金及び郵便為替預り金の合計。  
 2. 郵便貯金の計数には、未払利子等が含まれていない。  
 3. 郵便貯金業務の負債としては、その他、借入金、退職給付引当金等がある。  
 4. 四捨五入のため、合計と一致しないことがある。  
 5. 定額貯金・定期貯金については預入日基準、積立貯金等については契約日基準により振り分け。  
 6. 積立貯金、定額貯金、定期貯金等の定期性貯金は、いずれも満期後、通常貯金となり、通常貯金となったものから、新たに郵便貯金会社に引き継ぎ(ただし、預金者への周知を徹底する必要があるため、一定の期間を設け、通知を行う等の対応が必要か)。

「郵政民営化の基本方針」

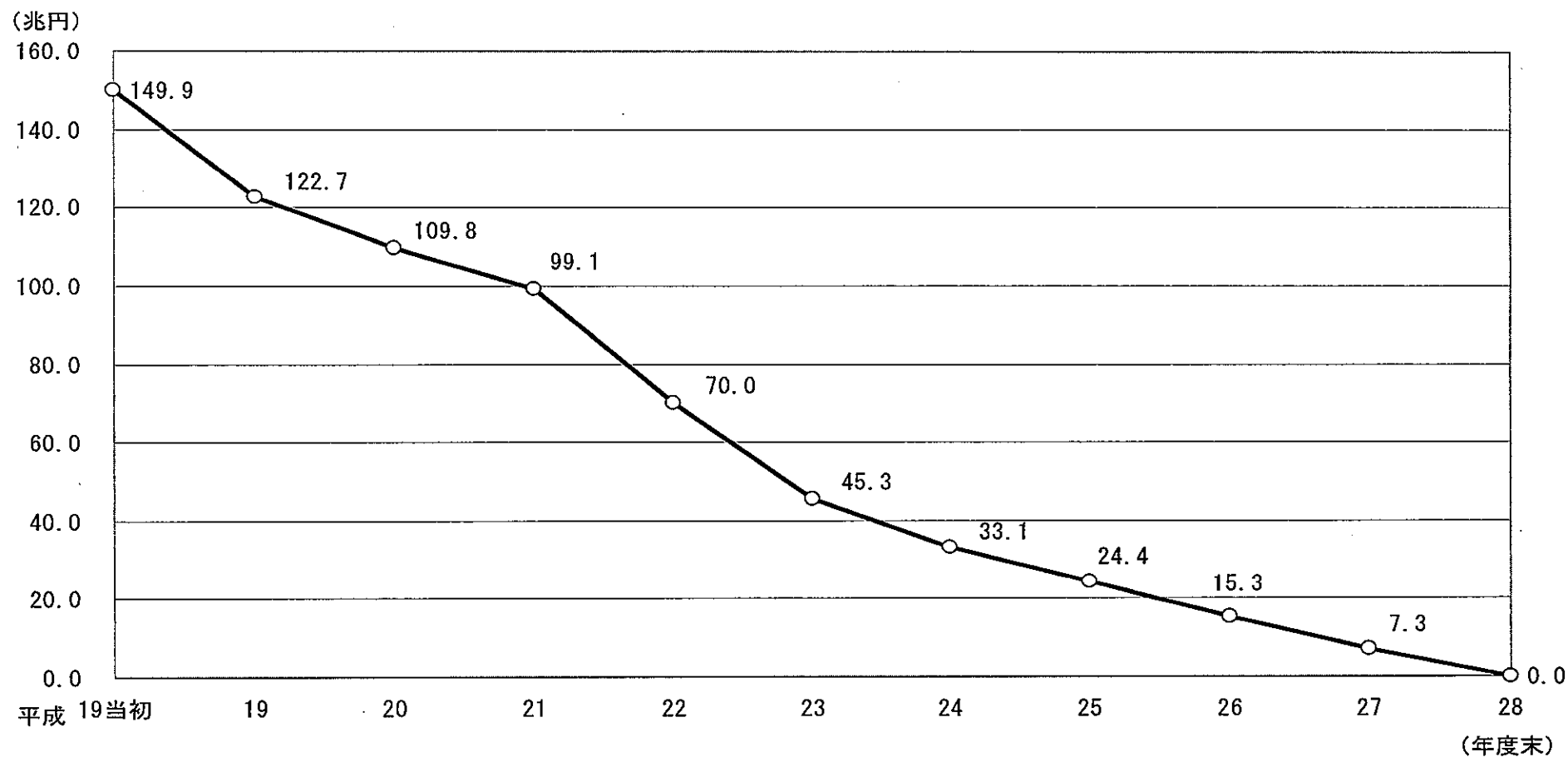
1. 基本的視点

(3) 民間とのイコールフットイング

郵貯と簡保の民営化前の契約(以下、「旧契約」と言う。)と民営化後の契約(以下、「新契約」と言う。)を分離した上で、新契約については、政府保証を廃止し、預金保険、生命保険契約者保護機構に加入する。(通常貯金については、すべて新契約となる。)

# 郵貯の政府保証債務残高の推移

平成16年10月18日  
郵便貯金事業本部



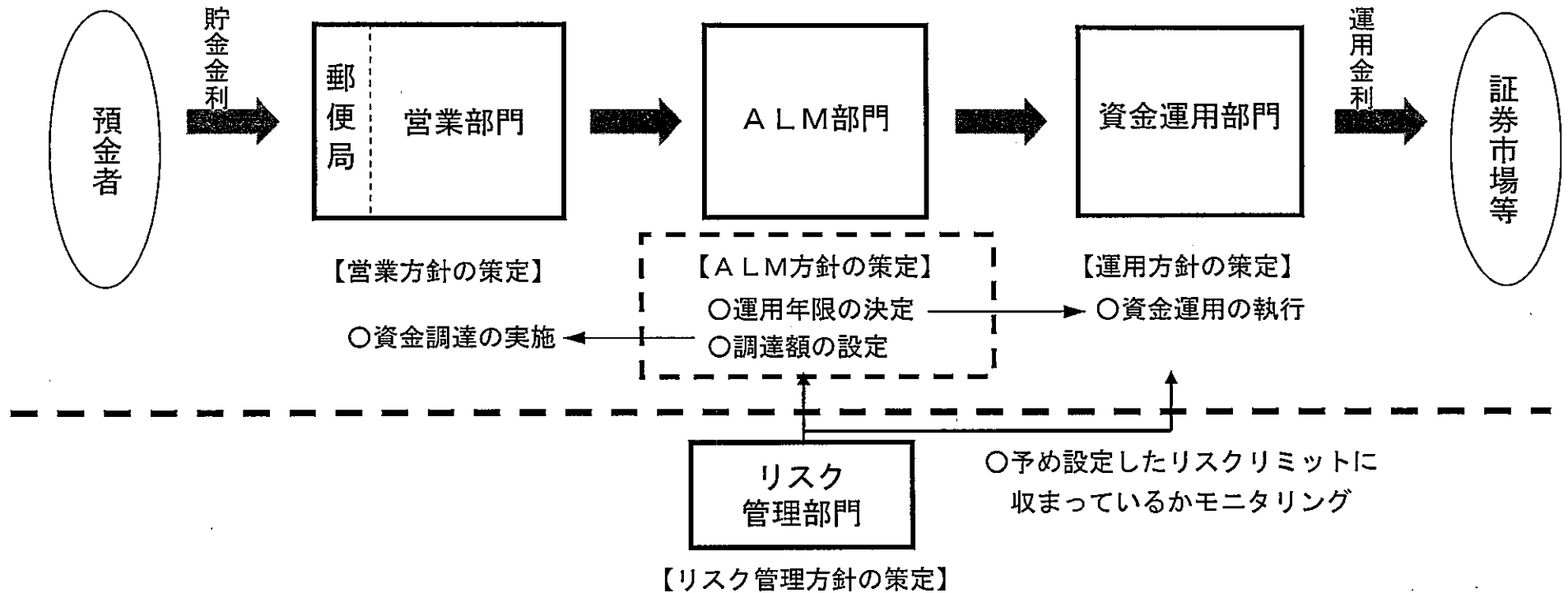
## 【前提条件】

- 1 政府保証債務残高は通常貯金を除く定期性貯金とし、現状の払戻動向が今後も継続すると仮定して試算
- 2 金利シナリオは、10年国債が1.50%フラットで推移  
(なお、金利が上昇する場合、政府保証債務残高の減少ペースは、上記シナリオの場合よりも早くなる)



# A L M管理体制

○公社化に先立ち、平成13年4月から全額自主運用を開始し、資金調達から資金運用まで、自律的・統合的に管理する体制に移行。A L M部門を設置し、営業部門と資金運用部門間のコントロールを実施。



○運用年限の設定について

負債(郵便貯金)の預入・払戻動向に応じて期間選択  
 ( 具体的には、既存のストックに当該年度中の変動分を加味して、  
 収益面・資金繰り面などで適切と判断される期間を選択 )

⇔ 全額自主運用開始以前は、原則として、全額一律7年の預託

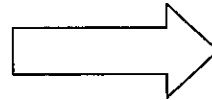
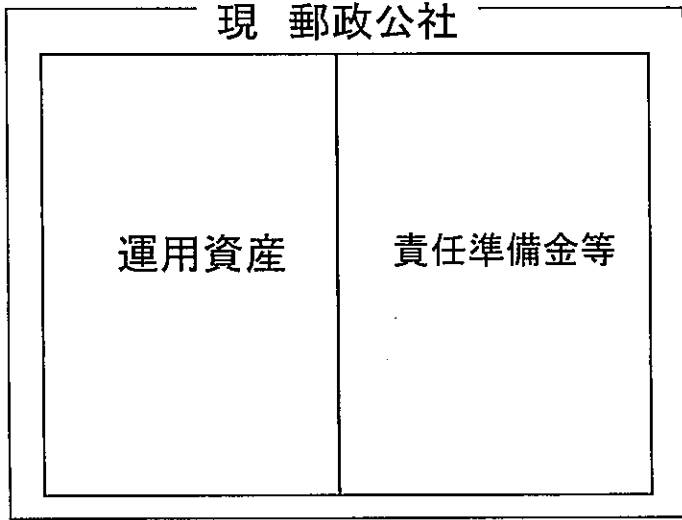
# 郵便貯金のリスク管理

- 郵便貯金のリスク管理は、リスク特性を踏まえた独自のリスク管理手法により、経営判断を支援。
- 将来の金利、株価等の変動に対する現在の郵貯ビジネス(ストックビジネス)の「抵抗力」を計量的・確率的に確認。  
 ⇒ 将来の「資産価値変動リスク」と「期間損益変動リスク」を計測することにより、将来の「企業価値の変動リスク」を計測(CEVaR: Company Earnings and Value at Risk)。



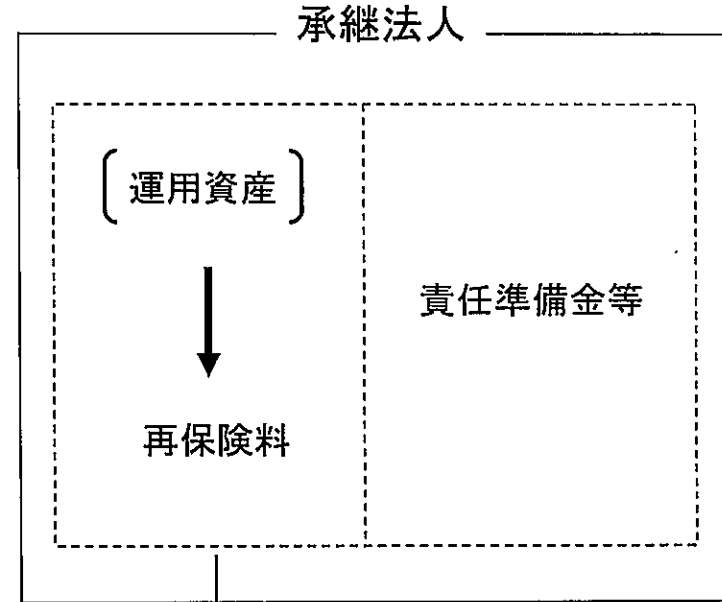
# 再保険スキーム

- 公社承継法人の個々の契約について、旧契約の責任準備金相当の運用資産を再保険料として再保険を行う。
- 公社承継法人のB/Sは、事実上、資産・負債ともゼロ。
- 郵便保険会社は、資産（及び負債）を一体管理・運用し、再保険契約にも先取特権を設定。
- 郵便保険会社は、再保険契約及び新契約に対する配当について、その貢献度合いに応じ、配当基準を設定し分配。
- 公社勘定にかかる追加責任準備金等について、郵便保険会社の業務として課税のおそれあり。

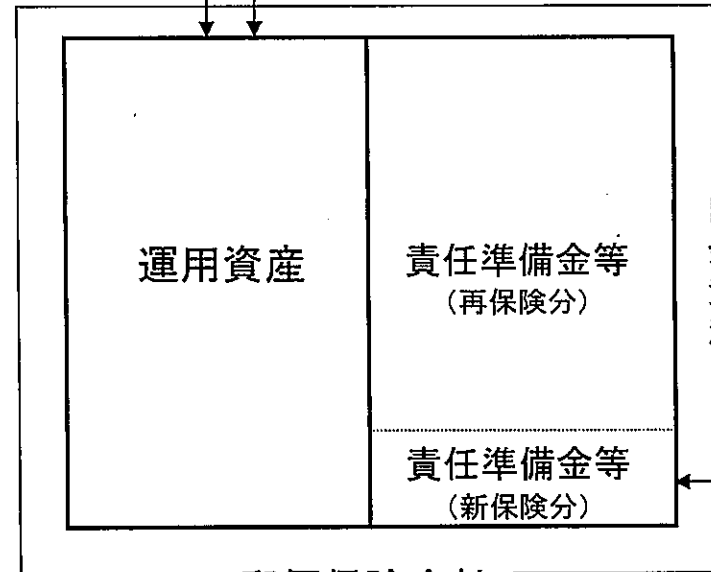


## 現行ALM管理

既契約の将来シミュレーションも踏まえて  
 ①キャッシュフロー管理  
 ②デュレーション管理（責任準備金対応債券区分）  
 を行っている。



先取特権



旧契約の保険金支払に応じて責任準備金も減少

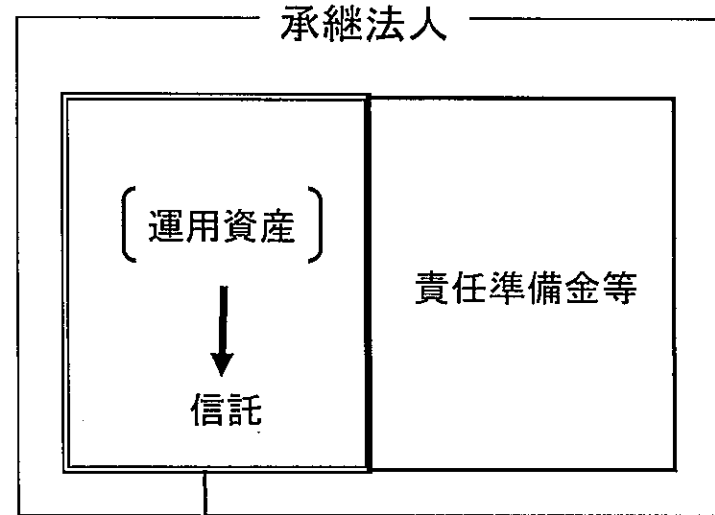
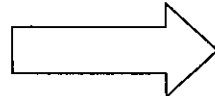
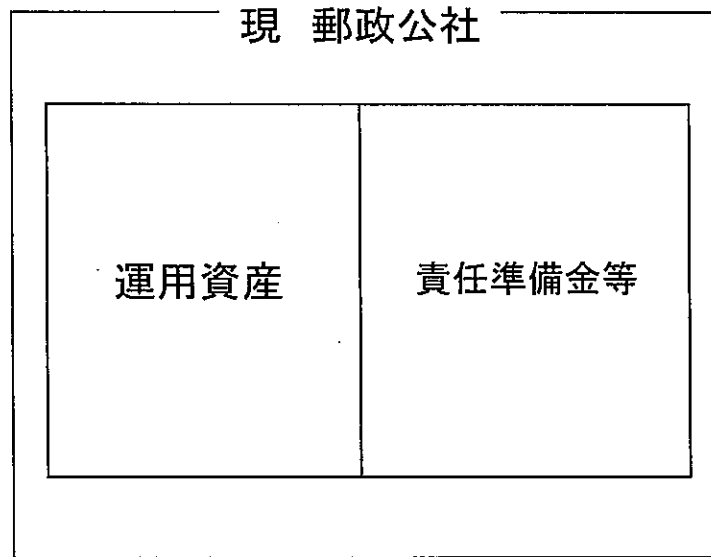
保険契約者の先取特権あり

郵便保険会社

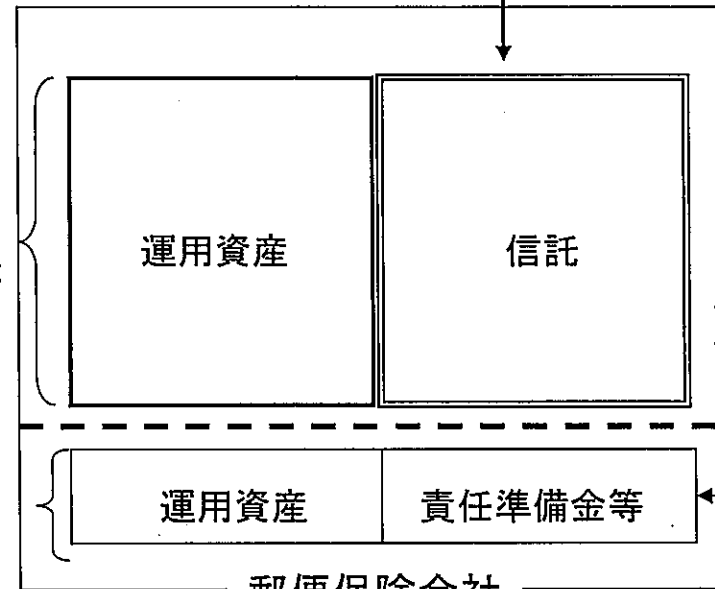
〔同じ範囲・内容のALMが実現〕

# 信託スキーム

- 自己勘定、他人勘定別のALMが存在。
- 承継法人・郵便保険会社の損益を個別に認識し、事後的に移転する必要。
- 勘定を分離することから、新旧間の経理が明確化。
- 承継法人の資産は、「信託」することで郵便保険会社のリスクから隔離。信託スキームの中で運用指図。



(運用指図)



旧契約の保険金支払に  
応じて信託を解除

保険契約者の先取特権あり

他人勘定  
(自己勘定とは別の業務)

自己勘定  
(B/S)

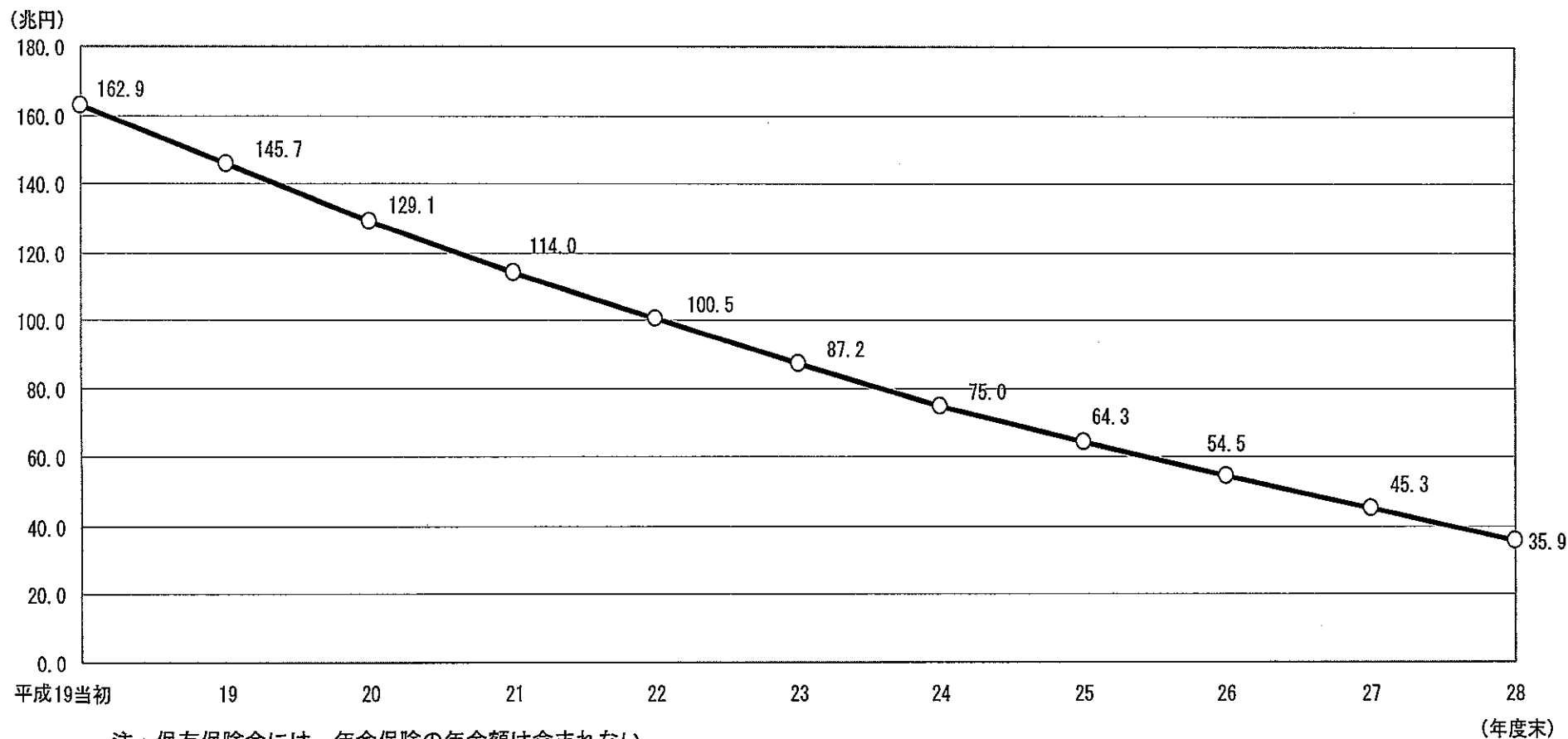
郵便保険会社のALM  
(旧契約の影響なし) [ 現行と範囲・内容ともに異なる ]

## 現行ALM管理

既契約の将来シミュレーションも踏まえて  
①キャッシュフロー管理  
②デュレーション管理(責任準備金対応債券区分)を行っている。

# 簡保の政府保証付契約の保有保険金の推移

平成16年10月18日  
簡易保険事業本部

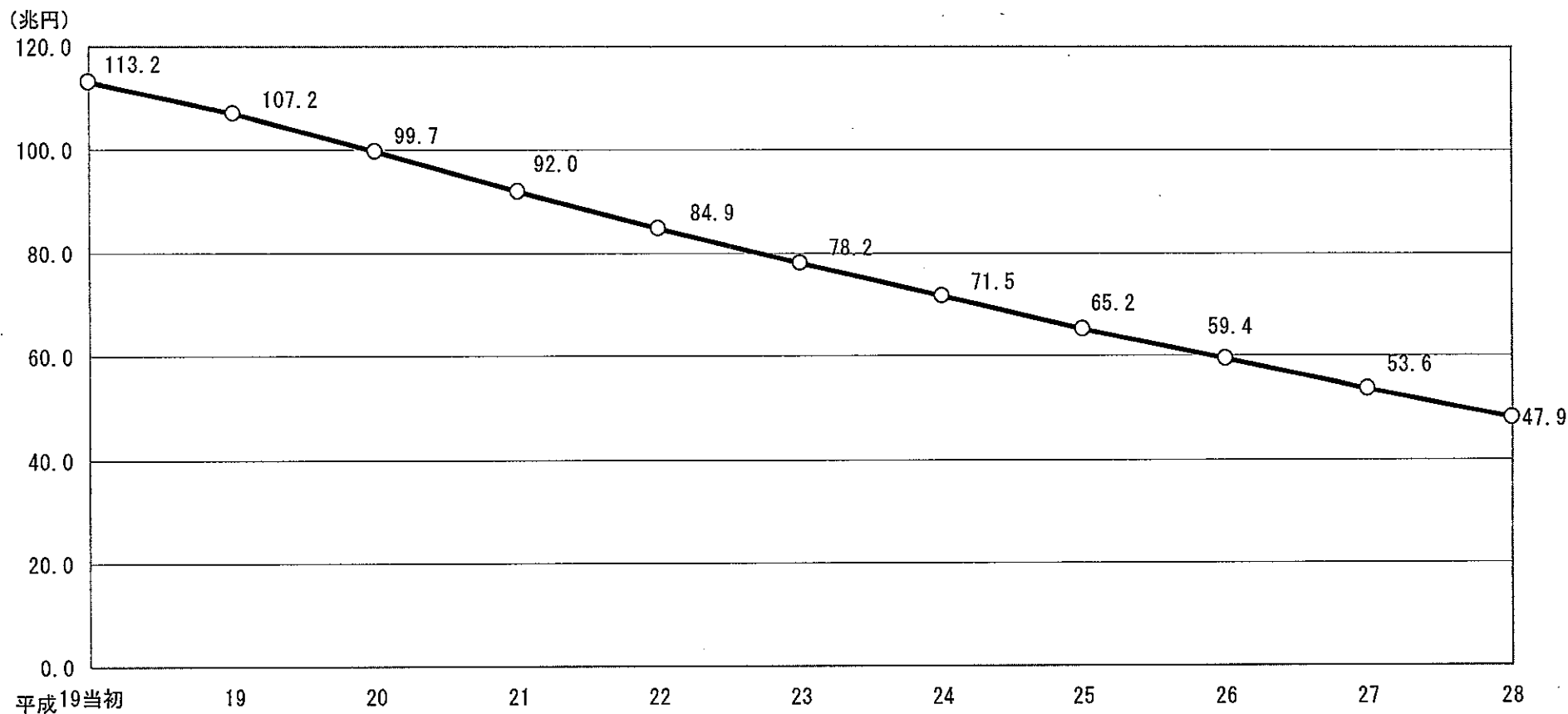


## 【前提条件】

- 1 平成16年度～平成18年度の新契約保険料は655億円で一定と仮定して試算。
- 2 死亡率等は平成15年度実績と同じと仮定して試算。

# 簡保の政府保証付契約の総資産の推移

平成16年10月18日  
簡易保険事業本部



注：一般的に、保険会社において総資産と保有保険金は一致しない。総資産は、保険と年金の合計額。

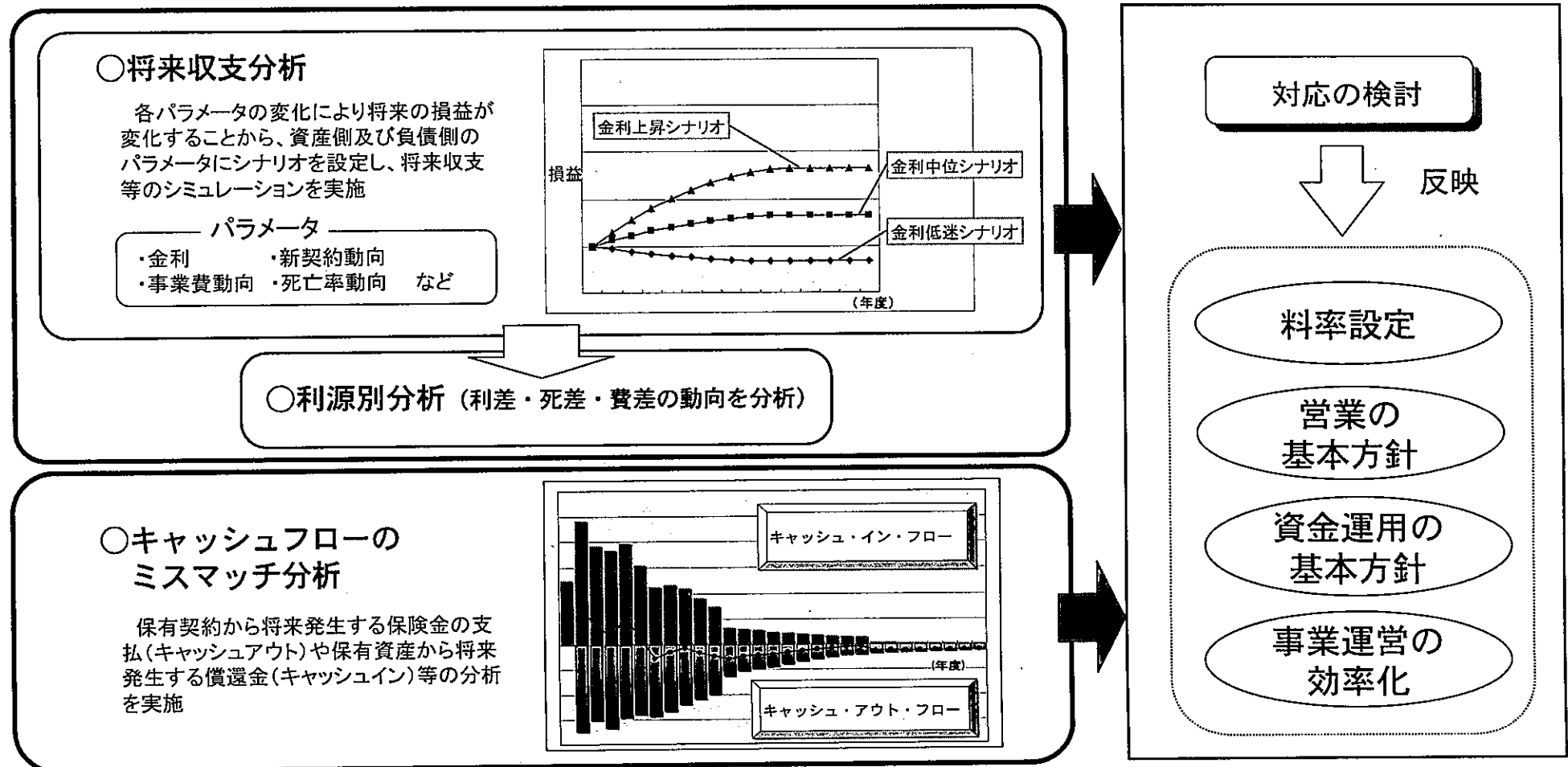
(年度末)

## 【前提条件】

- 1 平成16年度～平成18年度の新契約保険料は655億円で一定と仮定して試算。
- 2 金利シナリオは、10年国債が1.50%フラットで推移。  
(なお、金利が上昇する場合、総資産の減少ペースは、上記シナリオの場合よりも遅くなる。)

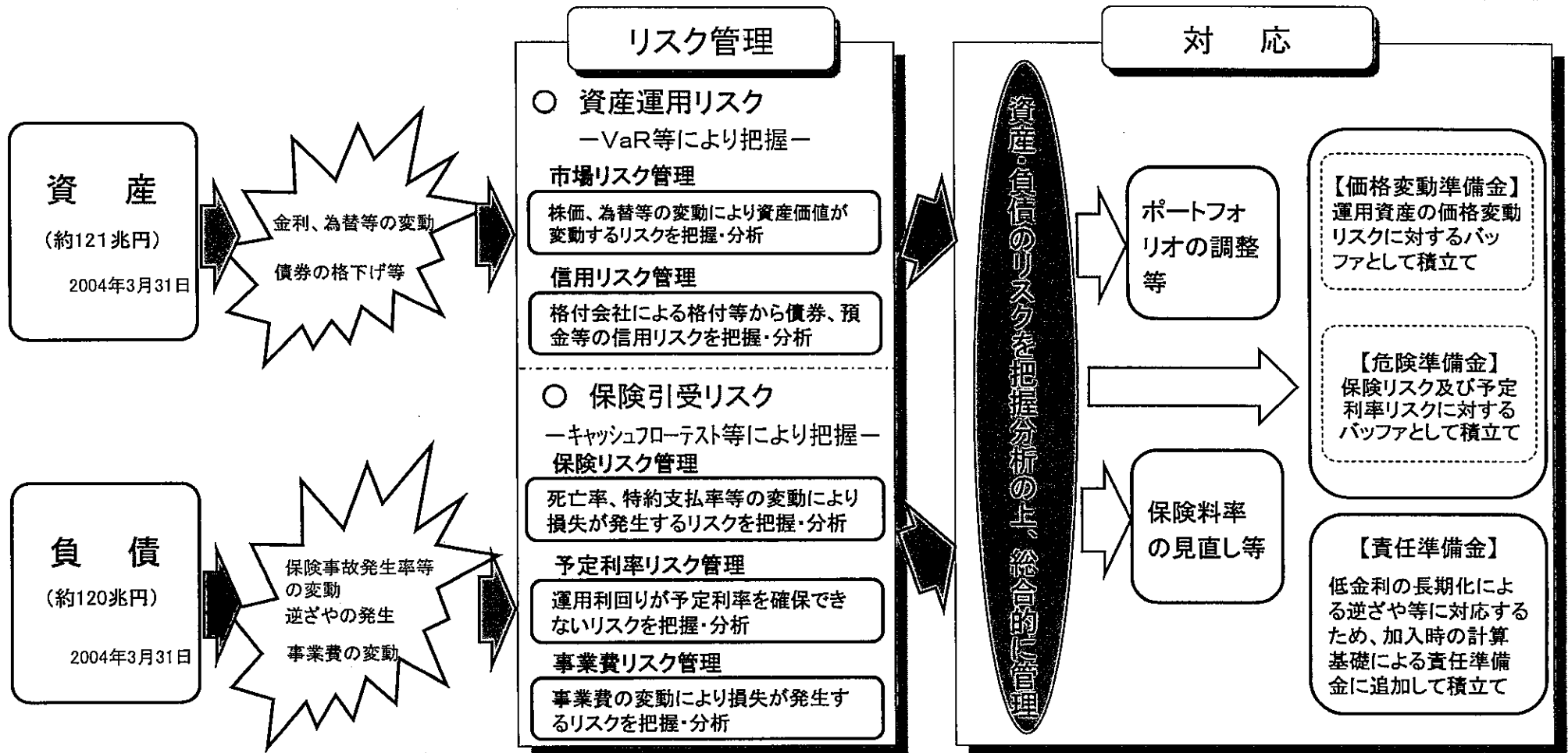
# 簡易保険のALM (Asset-Liability Management: 資産と負債の総合管理)

- 生命保険事業においては、資産・負債全体の構造的なミスマッチを前提とした経営管理が必要
- 将来収支分析、利源別分析、キャッシュフローのミスマッチ分析に基づき、対策を検討し、料率設定、営業・資金運用の基本方針、事業運営の効率化に反映



# 簡易保険のリスク管理

○ 経営の健全性を確保するため、業務執行部門から独立したリスク管理部門を設置し、資産・負債のリスクをVaRとキャッシュフローテストを組み合わせて総合的に管理



ハリー・アット・リスク  
(参考) VaR : Value at Risk : 一定の確率の下で被る可能性のある保有資産の潜在的な最大損失額(リスク量)

キャッシュフローテスト : 将来のキャッシュフロー(保険料収入、保険金支払、運用収入等)をシミュレーションし、経営の状況(損益の状況等)を把握する手法



4-(3)移行期の終了時期（「民有民営」の判断）

◎特例法の時限（「民有民営」の判断）をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み</p> <p>(3) 持株会社の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の一体性を確保するために、国は、4事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。</li> </ul>	<p>（「民有民営」実現の判断の枠組み）</p> <p>○ 特例法の時限（「民有民営」の判断）については、民有民営化の進捗状況等を踏まえ、我が国金融システムの安定性への影響を勘案しつつ、監視組織が新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューを行った上で判断することとしてはどうか。</p>		
<p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(才) 移行期の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期は遅くとも2017年3</li> </ul>	<p>（判断基準の位置付け）</p> <p>○ 具体的な判断基準を全て法定することはできないとしても、判断の客観性・透明性を担保するため、「政府出資比率〇%未満」など、主要事項は法定すべきではないか。</p> <p>○ 一方、具体的な判断基準を法定すると、将来の状況に応じた柔軟な対応が困難とならないか。</p>	<p>○ 法律上は、民有民営化の進捗状況、我が国金融システムの安定性への影響、新会社全体の経営状況、世界の金融情勢の動向等、おおまかな判断要素を規定し、政府出資比率等、具体的な判断基準は法定しないこととしてはどうか。</p> <p>○ 一方、具体的な基準がないと、判断が恣意的になる</p>	

<p>月末までに終了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便貯金会社及び郵便保険会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする。そのため、移行期における両者のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとする。</li> </ul> <p>6. 推進体制の整備</p> <p>(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。</p>		<p>おそれはないか。</p> <p>○ 判断の客観性・透明性を担保するため、判断基準をガイドラインに定めることとしてはどうか。(A案でも、判断基準を全て法定するわけではないので、やはりガイドラインは必要になるものと考えられる。)</p>	
--	--	---	--

過去の民営化事例における政府保有株式売却等の状況

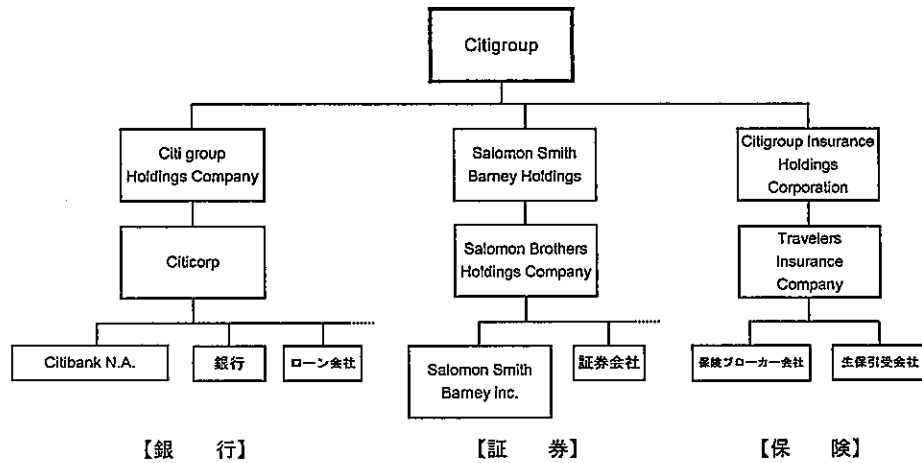
グループ	NTT			JT	JR	
民営化会社	日本電信電話(株)	東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株)	NTTコミュニケーションズ(株)	日本たばこ産業(株)	北海道旅客鉄道(株) 四国旅客鉄道(株) 九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	東日本旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)
民営化の時期	昭和 60 年 4 月 (一体)			昭和 60 年 4 月	昭和 62 年 4 月 (分割)	
分社化の時期	平成 11 年 7 月			—	民営化の時点で分社	
完全民営化の時期	—	—	平成 11 年 7 月 (分社化と併せて実施)	—	—	平成 13 年 12 月 (特殊会社法から削除)
民営化の時点での発行済株式総数	1, 5 6 0 万株	—	—	2 0 0 万株	北海道 18 万株 四国 7 万株 九州 32 万株 貨物 38 万株	東日本 400 万株 西日本 200 万株 東海 224 万株
設立当初の株式の帰属	政府 : 100%	日本電信電話(株) : 100%	日本電信電話(株) : 100%	政府 : 100%	国鉄清算事業団 : 100%	国鉄清算事業団 : 100%
株式保有義務	政府 : 1/3 以上	日本電信電話(株) : 100%	なし(認可義務も 13 年 11 月に撤廃)	政府 : 発行済株式の 1/3 超 (平成 14 年 4 月までは 2/3)	なし	なし
株式売却の推移等 (括弧書きは売却後の保有比率)	日本電信電話(株)株式 (東西地域会社、長距離会社は売却実績なし) 昭和 61 195 万株 (87.5%)      平成 11 100 万株 (53.0%) 昭和 62 195 万株 (75.0%)      平成 12 100 万株 (45.9%) 昭和 63 150 万株 (65.4%)      平成 14 91,800 株 (45.9%) 平成 10 100 万株 (59.1%)      平成 15 85,157 株 (45.9%)  (注 1) 平成 7 年度には、株式分割 (1 株→1.02 株) が行われている。 (注 2) 平成 11 年度の売却株数の一部、及び 14 年度、15 年度の売却株数の全部は、自己株式の買入に応じて売却したものであり、取得された株式は消却されたことから、保有比率はほとんど変化していない。 (注 3) 平成 12 年度には、公募増資 (30 万株) が行われている。 (注 4) 現在の政府保有株式数は 722 万 7 千株、発行済株式総数は 1,574 万 1,200 株。			平成 6 394,276 株 (80.3%) 平成 8 272,390 株 (66.7%) 平成 15 44,000 株 (64.5%) 平成 16 289,334 株 (50.0%)  (注) 平成 15 年度の売却株式は、自己株式の買入に応じたもの。	売却実績なし	東日本旅客鉄道(株)株式 平成 5 250 万株 (37.5%) 平成 11 100 万株 (12.5%) 平成 14 50 万株 (—)  西日本旅客鉄道(株)株式 平成 8 1,365,656 株 (31.7%) 平成 15 634,344 株 (—)  東海旅客鉄道(株)株式 平成 9 1,353,929 株 (39.6%)

(注 1) JT 株式会社については、政府に設立時の株数の 1/2 以上の保有義務が課せられている。

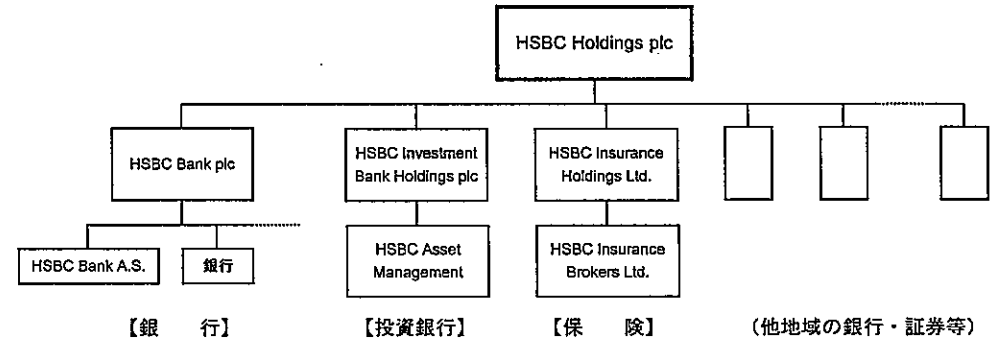
(注 2) 国鉄清算事業団は平成 10 年 10 月に解散し、保有株式は鉄道建設公団 (現、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構) が承継。

## 欧米の金融コングロマリットの例

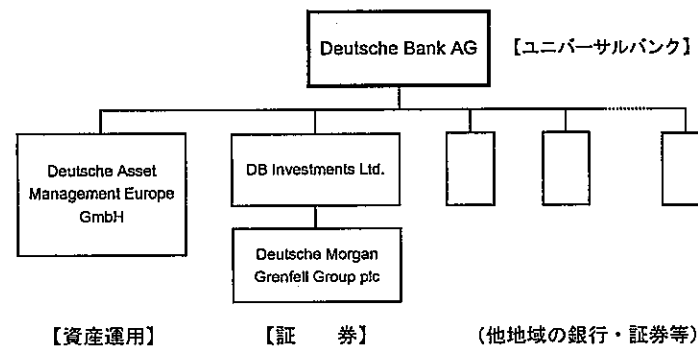
【米 国】



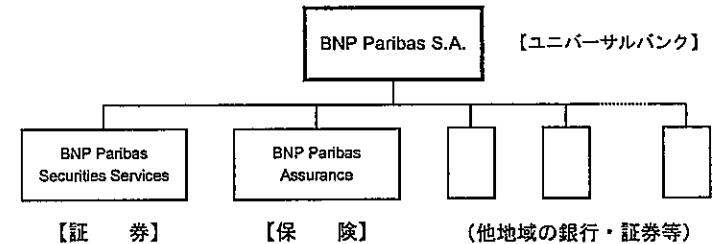
【英 国】



【ドイツ】



【フランス】



(注)米国においては、法律で金融持株会社の子会社の範囲を銀行、証券、保険等の金融業務に限定。他方、EU諸国においては、金融持株会社の子会社等の業務範囲に基本的に制限はないが、現状、主要銀行グループ(上記のほかクレディ・アグリコル(仏)、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド(英))の中に、大規模な事業会社を含めた金融グループは存在しない。

4-(4)移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）

◎国債市場への配慮を制度設計上どのように盛り込むか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営</p> <p>・大量の国債を保有していることを踏まえ、市場関係者の予測可能性を高めるため、適切な配慮を行う。</p>	<p>(国債市場への配慮)</p> <p>○ 移行期間中に限って、現在の郵政公社が行っているものと近い形で、資金運用計画の策定・公表を義務付けることとしてはどうか。</p> <p>○ 一方、新会社の資金運用業務が計画に縛られることにより、収益機会を損なうことにならないか。</p> <p>○ 公社勘定と一括して運用する新会社の国債運用額は極めて大きいため、市場関係者等からの懸念に対する何らかの工夫が必要ではないか。</p>	<p>○ 国債の運用状況等の公表については、新会社の積極的なIRの充実に委ねることとしてはどうか。</p> <p>○ 一方、国債市場における新会社のプレゼンスを考慮に入れた場合、自主的な公表のみで市場関係者の予測可能性を担保することは困難なのではないか。</p>	

(注) いずれの場合も、別途、郵便貯金会社・郵便保険会社は、公社承継法人との関係で「安全性重視」の運用が求められる。

# 主体別国債保有状況

## ●主体別国債保有状況(平成16年3月末)

(単位:兆円)

	金融機関								非金融 法人企業	一般政府	家計	対家計民間 非営利団体	海外	合計
	日本銀行	郵便貯金	簡易保険	財政融資 資金	銀行等	民間生保	その他 年金基金 投資信託 証券会社 携保等							
保有残高	485.4	85.5	84.5	52.3	53.5	122.9	28.4	58.2	0.7	43.3	14.5	6.1	20.0	569.9
構成比	85.2%	15.0%	14.8%	9.2%	9.4%	21.6%	5.0%	10.2%	0.1%	7.6%	2.6%	1.1%	3.5%	100.0%

注1:政府短期証券(FB)を除く。

注2:銀行等は、国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関及び中小企業金融機関等。

注3:簡易保険は、「生命保険」から「うち民間生命保険会社」を除いたもの。

注4:日本銀行「資金循環統計」を基に作成。

## 中期経営計画（15.3.26認可）

### 郵便貯金資金の運用計画

#### 1 基本方針

##### （1）安全・確実性を重視した運用

郵便貯金業務においては、郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、郵便貯金資金の運用については、安全・確実性を重視する。

##### （2）ALM（資産・負債総合管理）及びポートフォリオ管理の実施

郵便貯金の中長期的な資産・負債構造の総合的な分析を踏まえ、資産面において、リスク・リターンの効率化を図ることができるよう、ポートフォリオ管理を適切に実施する。

また、郵便貯金の資産・負債それぞれの期間・キャッシュフロー等を適切に管理することにより、郵便貯金の利子、経費等の費用を上回る収益を長期・安定的に確保する。

##### （3）運用方法

安全・確実な運用方法として、国内債券を中心に債券取得後、満期まで保有する運用を基本とし、価格変動が国内債券と異なる株式等は補完的な運用とする。

また、先物・オプション取引等のデリバティブ取引は、保有資産の価格及び為替変動の危険の防止又は軽減を目的として行い、投機的な運用は行わない。

##### （4）有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とし、ALMや流動性確保等の観点から、所要の債券を売却可能な「その他有価証券」に区分する。

##### （5）市場への影響に配慮

郵便貯金資金の運用は市場運用を基本とすることから、各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

##### （6）財政融資資金債（財投債）の引受け

日本郵政公社法施行法第15条第2項に基づき、総務大臣の定める指針に従い財投債を引き受ける。

##### （7）地方公共団体に対する貸付け

総務省令で定めるところにより地方公共団体に対する貸付けを行う。

2 第一期中期経営計画に係る期間における資産構成

事業計画、前記基本方針等を踏まえ第一期中期経営計画に係る期間における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 安全・確実な運用を実施するため国内債券を基本とする。
- ・ 国内株式、外国債券、外国株式については、以下のとおりとする。

運用資産	国内株式	外国債券	外国株式
構成割合	概ね2%以下	概ね3%以下	概ね1%以下
	合算して、概ね4%以下		

注：国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。

3 第一期中期経営計画に係る期間における運用見込額

第一期中期経営計画に係る期間における新規資金の運用見込額は、次のとおり。

(単位：億円)

運用の部		原資の部	
項目	金額	項目	金額
債券	1,682,903	財政融資資金預託金	1,053,800
国内債券	1,666,002	郵便貯金増減見込額	▲267,160
外国債券	16,901	回収金	937,208
預金者貸付等	6,444		
預金	34,501		
合計	1,723,848	合計	1,723,848

注：1 「債券」及び「国内債券」には、経過措置としての財投債引受及び地方公共団体貸付を含む。

2 「国内債券」のうち、現先運用・FB・TBは、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成18年度末における運用予定額（現先運用0.4兆円、FB2.0兆円、TB2.2兆円）をそれぞれ計上している。

3 「預金者貸付等」には国債等担保貸付を含む。

4 「預金者貸付等」及び「預金」は、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成18年度末における運用予定額を計上している。

5 「財政融資資金預託金」は、旧金融自由化対策資金の借入金償還金見合いの預託金（19.8兆円）を除く。



平成16年度経営計画（平成16年3月31日届出）

平成16年度郵便貯金資金の運用計画

平成16年度の郵便貯金資金の新規資金の運用は、第一期中期経営計画のほか、次の計画に基づいて行うこととする。

また、委託運用については、新規資金の追加は行わず、国内株式及び外国株式について、公社成立時の時価ベースの残高程度の運用を行うことを基本とする。

なお、「債券」の運用額については、市場に及ぼす影響に配慮し、それぞれの市場規模、購入可能性等を考慮したものであり、実際の新規運用額については、郵便貯金の増減、回収金、各債券の発行・流通市場の状況等により、運用計画に比べて増減することがある。

（単位：億円）

運用の部		原資の部	
項目	金額	項目	金額
債券	391,514	財政融資資金預託金	334,500
国内債券	389,514	郵便貯金増減見込額	▲103,947
国債	372,220	回収金	202,368
地方債	5,000		
社債	12,294		
外国債券	2,000		
地方公共団体貸付	9,000		
預金者貸付等	7,066		
預金等	25,341		
合計	432,921	合計	432,921

- 注：1 「国債」には、経過措置による財投債引受額（197,000億円）を含む。
- 2 「国債」のうち、現先運用・FB・TBは、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成16年度末における運用予定額（54,270億円）を計上している。
- 3 「社債」には、公庫公団債等を含む。
- 4 「地方公共団体貸付」は、平成15年度債（10,000億円）の繰越見込額及び平成16年度債（7,000億円）の貸付見込額の合計額を計上している。
- 5 「財政融資資金預託金」は、旧金融自由化対策資金の借入金償還金見合いの預託金（50,000億円）を除く。
- 6 「回収金」には、委託運用の委託先変更に伴う回収金は含まない。
- 7 「預金者貸付等」及び「預金等」は、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成16年度末における運用予定額を計上している。

中期経営計画（15.3.26認可）  
簡易生命保険資金の運用計画

1 基本方針

（1）安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険業務においては、簡易生命保険の保険金等を確実に支払う必要があることから、簡易生命保険資金の運用については、安全・確実性を重視する。

（2）ALM（資産・負債総合管理）及びポートフォリオ管理の実施

簡易生命保険の中長期的な資産・負債構造の総合的な分析を踏まえ、資産面において、リスク・リターンの効率化を図ることができるよう、ポートフォリオ管理を適切に実施する。

また、簡易生命保険の資産・負債それぞれの期間・キャッシュフロー等を適切に管理することにより、簡易生命保険の保険金等を支払うための収益を長期・安定的に確保する。

（3）運用方法

安全・確実な方法として、国内債券を中心とした長期・安定的な運用手法を基本とし、分散投資の観点から価格変動が国内債券と異なる株式等に対しても一部運用を行う。

また、先物・オプション取引等のデリバティブ取引は、保有資産の価格及び為替変動の危険の防止又は軽減を目的として行い、投機的な運用は行わない。

（4）有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、満期まで保有する債券を「満期保有目的の債券」に区分し、保険事業の特性を踏まえ資産と負債の金利変動リスクを適切に管理するための債券を「責任準備金対応債券」に区分する。それ以外の有価証券をALMや流動性確保等の観点から「その他有価証券」へ区分する。

（5）市場への影響に配慮

簡易生命保険資金の運用は市場運用を基本とすることから、各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

（6）財政融資資金債（財投債）の引受け

財投債の引受けについて財務省から協力要請があった場合には、簡易生命保険資金の状況等を踏まえ協力することとする。

（7）地方公共団体に対する貸付け

総務省令で定めるところにより地方公共団体に対する貸付けを行う。

## 2 第一期中期経営計画に係る期間における資産構成

- (1) 簡易生命保険業務が長期・固定的な負債を多く有している現状を踏まえ、将来の保険金等を支払うための収益を長期・安定的に確保することができるよう、最適な資産の組合せ（基本ポートフォリオ）に従って運用を行うことが望ましい。
- (2) しかし、第一期中期経営計画期間は、価格変動準備金が積立限度額を大きく下回る見込みであることから、外国債券、国内株式及び外国株式については、慎重な運用を行う必要がある。このため、外国債券、国内株式及び外国株式については、公社承継時点での資産額を基本とし、これを踏まえた一定の幅の資産構成割合を次のとおり定める。

(資産構成割合)

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	75～95%	2～6%	2～6%	0～3%	1～10%

注：国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。

【管理方法】  
資産価値の変動等により上記に定める構成割合の範囲を超えた場合には、随時リバランスを実施する。

(参考) 基本ポートフォリオ

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	80%	5%	6%	6%	3%
かい離許容幅	70～90%	0～10%	1～11%	1～11%	2～10%

## 3 第一期中期経営計画に係る期間における運用見込額

第一期中期経営計画に係る期間における新規資金の運用見込額は、次のとおり。

(単位：億円)

運用の部		原資の部	
項目	金額	項目	金額
債券	444,046	簡易生命保険資金増減	▲50,792
国内債券	440,098	回収金	555,479
外国債券	3,948		
契約者貸付	28,439		
短期運用	32,202		
合計	504,687	合計	504,687

注1：「債券」及び「国内債券」には、経過措置としての財投債引受、地方公共団体貸付及び郵便業務への資金融通を含む。

2：「契約者貸付」及び「短期運用」は、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成18年度末における運用予定額を計上している。

3：「回収金」には、平成14年度末の契約者貸付見込額 2兆8,439億円、短期運用見込額 5兆5,104億円を含む。

平成16年度経営計画（平成16年3月31日届出）

平成16年度簡易生命保険資金の運用計画

平成16年度の簡易生命保険資金の新規資金の運用は、第一期中期経営計画のほか、次の計画に基づいて行うこととする。

また、委託運用については、新規資金の追加は行わず、国内株式、外国株式及び外国債券については、公社成立時の時価ベースの残高程度の運用を行うことを基本とする。

なお、「債券」の運用額については、市場に及ぼす影響に配慮し、それぞれの市場規模、購入可能性等を考慮したものであり、実際の新規運用額については、簡易生命保険資金の増減、回収金、各債券の発行・流通市場の状況等により、運用計画に比べて増減することがある。

（単位：億円）

運 用 の 部		原 資 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
債券	91,000	簡易生命保険資金増減	▲6,130
国内債券	90,200	回収金	170,479
国債	77,400		
地方債	3,600		
社債	9,200		
外国債券	800		
地方公共団体貸付	15,486		
契約者貸付	22,179		
短期運用	35,684		
合 計	164,349	合 計	164,349

注：1 「国債」には、経過措置による財投債引受額（24,000億円）を含む。

2 「社債」には、公庫公団債等を含む。

3 「地方公共団体貸付」は、平成15年度債（16,200億円）の繰越見込額及び平成16年度債（12,000億円）の貸付見込額の合計額を計上している。

4 「契約者貸付」及び「短期運用」は、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成16年度末における運用予定額を計上している。なお、郵便業務への長期資金融通（金額については、総務大臣の認可を受けて決定）を実施する場合は、短期運用資金から充当する予定である。

5 「回収金」には、平成15年度末の契約者貸付見込額 2兆2,179億円及び短期運用見込額 3兆8,008億円を含み、委託運用の委託先変更に伴う回収金は含まない。

○日本郵政公社法（平成十四年七月三十一日法律第九十七号）

（中期経営目標及び中期経営計画）

第二十四条 公社は、総務省令で定めるところにより、四年ごとに、その目標を定める年の翌年の四月一日以降四年を一期とする経営に関する具体的な目標（以下「中期経営目標」という。）及び当該中期経営目標を達成するための計画（以下「中期経営計画」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 中期経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一及び三 （略）

四 郵便貯金の預り金（郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。以下「郵便貯金資金」という。）の運用計画

五 簡易生命保険業務（第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この条及び第三十条第二項において同じ。）に係る収入のうち簡易生命保険業務に係る支出に充てられていないもの（簡易生命保険業務に係る日常の支出に必要な資金を除く。以下「簡易生命保険資金」という。）の運用計画

4 （略）

5 第三項第四号の郵便貯金資金の運用計画は、郵便貯金業務（第十九条第一項第二号から第四号まで及び第七号並びに同条第二項第二号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。第八項及び第三十条第二項において同じ。）を行う事業の経営の健全性の確保を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

6 前項の規定は、第三項第五号の簡易生命保険資金の運用計画について準用する。この場合において、前項中「郵便貯金業務（第十九条第一項第二号から第四号まで及び第七号並びに同条第二項第二号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。第八項及び第三十条第二項において同じ。）」とあるのは、「簡易生命保険業務」と読み替えるものとする。

7及び8 （略）

（年度経営計画）

第二十五条 公社は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期経営計画に基づき、総務省令で定めるところにより、その事業年度の経営に関する計画を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。